

令和7年度第3回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和7年10月3日（金）
午前10時から
場 所 朝霞市コミュニティセンター1階
集会室

1 開 会

2 議 事

- 1) 第3次朝霞市男女平等推進行動計画素案について
- 2) その他

3 閉 会

目次(案)

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化(法律改正等)
- 6 基本目標
- 7 基本施策
- 8 朝霞市 DV 防止基本計画
- 9 朝霞市困難女性支援基本計画
- 10 朝霞市女性活躍推進計画
- 11 施策の体系
- 12 本計画と SDGs

第2章 朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
 - (1)人口・世帯の状況
 - (2)結婚・出産・子育てをとりまく現状
 - (3)就労に関する状況
 - (4)ワーク・ライフ・バランスに関する状況
 - (5) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況
- 2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組
 - (1)第2次朝霞市平等推進行動計画後期基本計画に基づく取組状況
 - (2)指標・数値目標達成状況

第3章 基本計画

- 1 ジェンダー平等の推進
 - 1-1 男女平等の意識の啓発
 - 1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進
 - 1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
- 2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶
 - 2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発
 - 2-2 DV 被害者等の相談体制の充実

- 2-3 関係機関等との連携強化
- 3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
 - 3-1 若年者が安心して暮らせるための支援
 - 3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備
- 4 女性のエンパワーメントの推進
 - 4-1 女性の就業生活における活躍の推進
 - 4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援
 - 4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - 5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進
 - 5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進
- 6 多様な生き方の尊重と理解促進
 - 6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進

第4章 計画の推進

- 1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働
- 2 総合的な推進体制
- 3 進行管理
- 4 指標・数値目標一覧表

資料

- 1 計画策定の経過
- 2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 朝霞市男女平等推進条例
- 4 男女共同参画関連年表
- 5 用語解説

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化(法律改正等)
- 6 基本目標
- 7 基本施策
- 8 朝霞市DV防止基本計画
- 9 朝霞市困難女性支援基本計画
- 10 朝霞市女性活躍推進計画
- 11 施策の体系
- 12 本計画とSDGs

1 計画策定の目的

本市では、平成 15（2003）年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成 18（2006）年に「朝霞市男女平等推進行動計画」、平成 28（2016）年に「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等社会の実現を目指すための施策を積極的に推進してきました。

また、社会、経済情勢の変化や法律の改正等を踏まえて、随時計画の内容を見直し、改定してきました。平成 22（2010）年 3 月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「DV 防止基本計画」という）を策定、平成 29（2017）年 6 月には「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく市町村推進計画を位置付けました。

今般、「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」の計画期間が満了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、意識調査や市民コメント等を通じて市民の意見を幅広く取り入れながら、男女平等社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、「第 3 次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定します。なお、本計画から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という）に基づく市町村基本計画も位置付けることとします。

2 計画の性格と位置づけ

- 「朝霞市男女平等推進条例」第 10 条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 本計画は、「男女共同参画基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 国の施策や「埼玉県男女共同参画基本計画」との整合性を重視した計画です。
- 「第 6 次朝霞市総合計画」の将来像「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケート、小学生・中学生・高校生意識調査、市民コメント及びオープンハウス型市民意見交換会等を実施しました。

○めざす姿「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という）第2条の3第3項（DV防止基本計画）に基づいて、「朝霞市DV防止基本計画」として位置づけています。

○本計画は、令和6（2024）年4月に施行された「困難女性支援法」第8条第3項（市町村基本計画）に基づいて、「朝霞市困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下、「朝霞市困難女性支援基本計画」という）として位置づけています。

○本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項（市町村推進計画）に基づいて、「朝霞市女性活躍推進計画」として位置づけています。

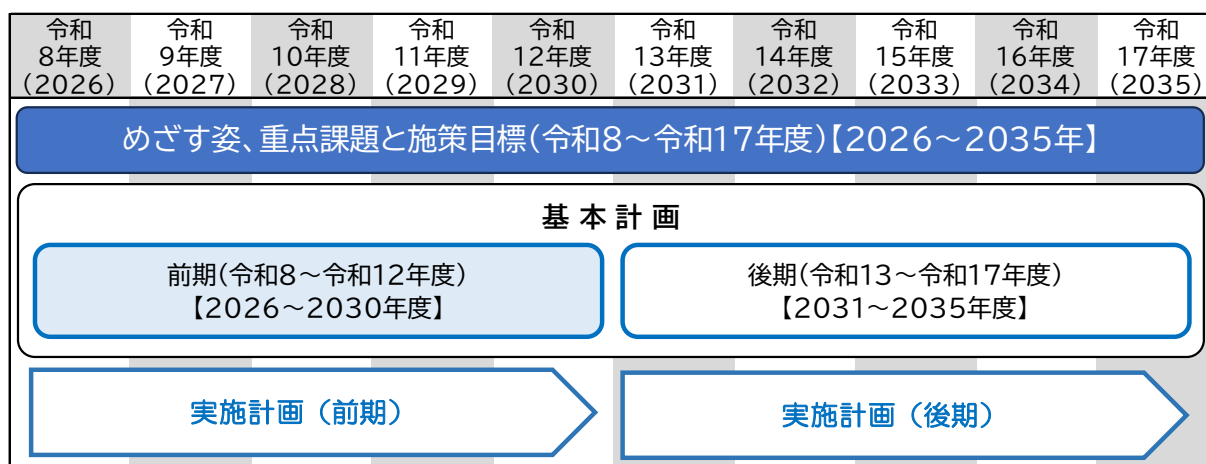
3 計画の構成・期間

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画」と「実施計画」で構成します。

「基本計画」は男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

令和8年度から令和12年度までの5年間を前期基本計画、令和13年度から令和17年度までの5年間を後期基本計画として策定します。また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、基本計画に対応して、前期・後期それぞれ5年間とします。



4 めざす姿

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

本市では、「朝霞市男女平等推進行動計画」（平成 18(2006)～27(2015)年度）、
「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」（平成 28(2016)～令和 7(2025)年度）を通じ
て、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」をめざす
姿として男女平等に関する施策を推進してきました。

男女平等社会は、互いを尊重し合い、一人ひとりがそれぞれの意思のもとに連携し協
働しながら、性別にかかわらず対等に参画できる社会です。朝霞市男女平等推進条例の
基本理念には男女平等社会のあり方が示されています。第 3 次朝霞市男女平等推進行動
計画では、従来の計画に引き続き、「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平
等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人
権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわりなく、あらゆる分野で活躍できるまち」
をめざします。

めざす姿と男女平等推進条例、この計画との関係は次ページに示すとおりです。

朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ① 男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ② 性別役割分業意識の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
- ③ 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- ④ 家庭生活・社会活動への男女の対等な参画
- ⑤ 性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力
を決して許さない社会の構築
- ⑥ 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦ 国際的な協力の下での推進

男女平等社会の実現

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

朝霞市男女平等推進条例

第5次朝霞市総合計画後期基本計画 (令和3(2021)～令和7(2025)年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画 (令和3(2021)～令和7(2025)年度)

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- (1)男女平等の意識の浸透
- (2)自己実現に向けた学習機会の充実
- (3)多様性の尊重と理解促進
- (4)異性間やパートナーからの暴力の根絶
- (5)女性の職業生活における活躍の推進
- (6)地域団体や事業所における男女共同参画の推進

【計画策定】

男女平等推進審議会

重要事項の審議
市への意見

庁内連絡会議

情報共有
計画内容の検討

現状の把握
計画の検証

- ・市民意識調査
- ・事業所アンケート
- ・小学生・中学生・
高校生意識調査
- ・職員意識調査
- ・統計資料 等

- ・市民コメント
- ・オープンハウス型
市民意見交換会

朝霞市女性センター
(それいゆぱらざ)

男女平等の推進拠点

推進

第6次朝霞市総合計画前期基本計画 (令和8(2026)～令和12(2030)年度)

《男女共同参画・性の多様性》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現
- 3 性の多様性に対する理解の促進

第3次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画 (令和8(2026)～令和12(2030)年度)

基本目標

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現
- 3 性の多様性に対する理解の促進

基本施策

- (1)ジェンダー平等の推進
- (2)パートナーや身近な人からの暴力の根絶
- (3)様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
- (4)女性のエンパワメントの推進
- (5)経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- (6)多様な生き方の尊重と理解促進

5 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化（法律改正等）

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定した令和3（2021）年3月以降の男女共同参画を取り巻く社会経済状況の変化については次の通りです。

（1）男女共同参画を取り巻く社会経済状況や意識の変化

新型コロナウイルスの感染拡大によって、これまで見過ごされてきた性別による固定的な役割分業意識、貧困に陥りやすい女性の状況などが可視化されました。また、ステイホームが推奨されたことから、DVや児童虐待が深刻化したり、家族と折り合いの悪い若年者が居場所を失い、困窮化したりするケースも見受けられたことから、男女平等意識の啓発やDV防止対策、困難な状況にある様々な立場の人々への支援があらためて認識されています。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、改正育児・介護休業法によって男性の育児休業取得を促進する枠組ができたことから、男性の育児休業取得率が向上してきました。また、新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけとしてテレワークを導入する企業が増えるなど、多様な働き方が広がりました。

性教育については、こどもを性犯罪・性暴力から守るための「生命（いのち）の安全教育」が令和5（2023）年から全国の学校でスタートするなど、発達段階に応じた性教育の必要性に対する認識は広まりつつあります。同時に、法律の厳罰化や性加害問題が社会的に注目を集めたことなどから、性暴力に対する認識はより一層厳しいものになってきています。

（2）男女共同参画に係る法制度の整備

本計画の施策等に影響のある男女共同参画やジェンダー平等に関連する主な法令等の成立や改正は次の通りです。

●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

（令和3（2021）年6月成立）

○政党に対し、男女の候補者の目標設定や候補者の選定方法の改善及び候補者の人材育成、議員や候補者へのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への対策を求める。

○国及び地方公共団体に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化の義務化。

●「育児・介護休業法」の改正

（令和3(2021)年6月成立・令和6(2024)年5月成立）

[令和 3 (2021) 年 6 月成立]

- 男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業制度の枠組創設。
- 妊娠・出産した労働者への個別の周知・意向確認の義務化。
- 育児休業の分割取得。
- 育児休業の取得状況の公表の義務づけ 等

[令和 6 (2024) 年 5 月成立]

- 子の看護休暇取得のための要件の拡大。
- 残業免除の対象範囲拡大（3 歳以上就学前の子も対象）。
- 3 歳未満の子を育てる労働者・家族を介護する労働者を対象にテレワーク導入（努力義務）。
- 育児休業取得状況の公表義務適用拡大。
- 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和。
- 介護離職防止のための雇用環境整備（義務）。
- 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等（義務）。

●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

(令和 4 (2022) 年 5 月成立)

- DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う。
- 厚生労働大臣は基本方針を策定（義務）、都道府県は都道府県基本計画を策定（義務）、市町村は市町村基本計画を策定（努力義務）する。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

(令和 5 (2023) 年 5 月成立)

- 精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大。
- 接近禁止命令違反への罰則を「懲役 2 年以下または 200 万円以下の罰金」に厳罰化。
- 接近禁止命令の期間を 1 年に伸長。
- 退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに 6 か月とする特例を新設。

●「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立

(令和 5 (2023) 年 6 月成立)

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。
- 政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う。（義務）
- 国、地方公共団体、事業主、学校は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる。（努力義務）

●性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正（令和 5（2023）年 6 月成立）

- 「暴行」「脅迫」「心神喪失」「抗拒不能」の要件の改正 = 同意のない性行為は犯罪になりうることを明確化。
- 罪名を変更。
 - －強制性交等罪・準強制性交等罪 ⇒ 不同意性交等罪
 - －強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪 ⇒ 不同意わいせつ罪
- 性交同意年齢の引き上げ。
 - －13 歳未満 ⇒ 16 歳未満
 （ただし、被害者が 13 歳から 15 歳の場合の処罰の対象は 5 歳以上年上の相手）
- 時効の見直し。
 - －不同意性交等罪：10 年 ⇒ 15 年
 - －不同意わいせつ罪：7 年 ⇒ 12 年
 （被害者が 18 歳になるまでは、事実上時効は適用されない）
- 16 歳未満の子どもに対し、性的目的で手なづけてコントロールする罪の新設。
- 性的な姿態を撮影したり、第三者に提供する行為などに関する罪の新設 等

●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

（令和 7（2025）年 6 月成立）

- カスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務。
- 労働者の治療と就業の両立支援（努力義務）
- 職員の男女の給与の額の差異の公表（義務）
- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の公表（義務）

6 基本目標

男女平等社会の実現に向けた本計画の基本目標を次のとおりに設定します。

(1) 男女平等の意識づくり

男女平等社会実現に向けた意識啓発を推進してきた結果、性別による固定的な役割分業意識の解消は徐々に進みつつありますが、世代による意識の違いや、社会制度上における男女の取扱いの差が散見されるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあると言えます。性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその意欲と能力に応じて参画することができる意識づくり、環境づくりを推進します。

また、性と生殖に関する健康と権利についての考え方を周知するとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進の支援を推進します。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

これまで男女平等社会の実現やDV被害根絶に向けて、社会全体で意識啓発や法制度の整備が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の非常時において、女性への家事・介護・育児等の負担の偏重や、貧困やDV被害、児童虐待等の深刻化が顕著になるなど、性別役割分業意識や弱い立場の人への人権侵害等は依然として根強く残っていることが明らかになりました。今後もさらにDV被害根絶に向けた取組を進めるとともに、新たに成立した「困難女性支援法」に基づき、様々な問題に直面している女性への支援体制を充実します。

また、職場や地域活動、社会全般において男女平等を実現するためには、政策や方針を決定する過程にもっと多くの女性が参画することが必要となります。近年では「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの法制度が整備され、地方自治体や企業等に女性が政策・方針決定過程に参画する機会を増やすための努力が義務付けられています。経済活動や政治分野において女性の参画がさらに進むように意識啓発や環境整備を推進します。同時に、地域活動や防災・防犯活動に男女がともに参画できるような支援を行います。

(3) 性の多様性に対する理解の促進

お互いの性別や性的指向・性自認・性表現等をはじめとする様々な違いを認め合って、ともに社会に参画していくことはとても大切なことです。性の多様性に関する理解の促進を図り、一人ひとりが尊重される偏見のない地域社会の実現を目指します。

また、学校生活や職場、地域社会など様々な場所において、性的マイノリティ（LGBTQ等）の市民も生活の不便や生きづらさを感じないように、各分野における環境整備を図ります。

7 基本施策

基本目標の達成に向けて、次の6つを基本施策とします。

(1) ジェンダー平等の推進

性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを推進し、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。さらに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の理解促進を図るとともに、性別や年齢に応じた健康の維持・増進のための支援を推進します。

(2) パートナーや身近な人からの暴力の根絶

配偶者やパートナー、親族等の身近な人からの暴力の根絶を図るため、暴力防止のための意識啓発や積極的な情報の提供、DV被害者等の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(3) 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

様々な事情から日常生活又は社会生活を円滑に営むことが困難な状況にある女性を支援することを目標として、女性の人権が尊重されるような意識啓発と、女性が安心して自立した暮らしを営める体制整備を行います。また、若い世代を含めたあらゆる世代に対しては、孤立を防ぐためのアウトリーチの体制充実と、女性相談支援員の資質向上を図るとともに相談窓口の積極的な周知を推進します。

(4) 女性のエンパワーメントの推進

就業における女性の活躍を推進するため、男女が平等に参画できる職場づくりの推進、能力開発の支援、ワーク・ライフ・バランスの推進を行います。また、経営の意思決定過程への女性の参画を推進するため、市内事業所に向けて管理職への女性の登用促進に関する情報提供を行います。

(5) 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、審議会等の委員に女性の登用の促進や女性が政治に参画しやすい意識啓発などの推進を図ります。

また、経済活動や地域活動に男女が共に参画しやすいような環境を整備すると同時に、男女共同参画の視点に立った防災・防犯、災害対応の体制整備に努めます。

(6) 多様な生き方の尊重と理解促進

一人ひとりのSOGIE（性的指向・性自認・性表現）は多様であるという認識についての周知を図り、お互いの違いを認め合い、尊重しあう人権意識の向上に努めます。また、性的マイノリティ(LGBTQ等)の人々が直面する課題解決に向けた環境整備を推進します。

8 朝霞市DV防止基本計画

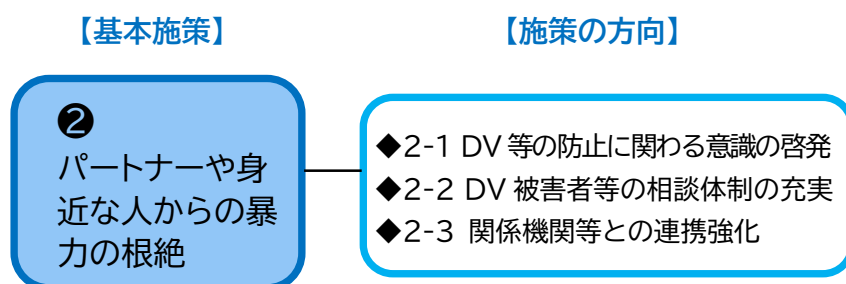
(1) 本計画の法的根拠

「DV防止法」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村計画と位置づけ、DVの防止及びDV被害者支援のための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

(2) DV防止基本計画に該当する施策目標・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」において「朝霞市DV防止基本計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下の通りです。



(3) 基本的な考え方

「朝霞市男女平等推進条例」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（内閣府）に基づき、以下のような認識をもって施策に取り組むこととします。

- ①DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- ②DV被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を侵害しており、男女平等の実現の妨げになっています。また、同性カップル間の暴力やDV被害者が男性であったり、暴力の形態にも様々な種類がありうることに留意する必要があります。
- ③市は、DVの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとします。
- ④市は、関係機関及び民間団体と連携し、DV被害者の救済の促進を図ります。
- ⑤市は、被害者の救済に係る女性相談支援員の資質向上を図ります。

(4) 計画の対象

「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートDV）についても対応を進めることとしています。

暴力の形態

身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

《身体的な暴力 例》

- ・平手でうつ
- ・足でける
- ・身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・げんこつでなぐる
- ・髪をひっぱる
- ・刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・首をしめる
- ・腕をねじる
- ・引きずりまわす
- ・物をなげつける
- 等

精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

《精神的な暴力 例》

- ・大声でどなる
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う
- ・実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・何を言っても無視して口をきかない
- ・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ・生活費を渡さない・外では働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
（生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為は、「経済的なもの」と分類される場合もある）
- ・こどもに危害を加えると言っておどす
- 等

性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第177条の不同意性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。

《性的な暴力 例》

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・いやがっているのに性的行為を強要する
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない
- 等

資料：内閣府男女共同参画局HPから一部抜粋

9 朝霞市困難女性支援基本計画

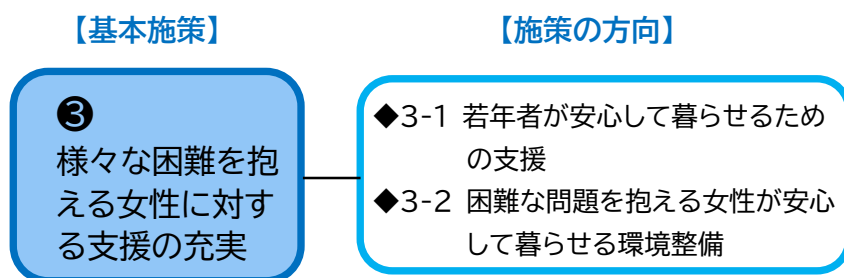
(1) 本計画の法的根拠

「困難女性支援法」では、市町村は同法の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「困難な問題を抱える女性支援法」第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置づけ、困難な問題を抱える女性を支援するための総合的かつ実効性のある施策を策定します。

(2) 困難女性支援基本計画に該当する施策目標・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」において「朝霞市困難女性支援基本計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下の通りです。



(3) 基本的な考え方

女性の抱える問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DV被害、家族関係破綻など、多様化し複合化しています。コロナ禍ではこうした問題が顕在化し、広く社会全体の注目を集めることとなりました。孤独・孤立化対策の課題も含めて、困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を強化するために、令和4年5月に「困難女性支援法」が成立しました。

本計画は同法や「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、基本方針という）を踏まえて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するために策定するものです。

(4) 計画の対象者

「困難女性支援法」の第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またはそのおそれのある女性を対象とします。

（５）計画の推進における支援体制

困難な問題を抱える女性へ支援を行うにあたっては、相談窓口の設置及び周知、潜在的な対象者を把握するためのアウトリーチ、各機関や民間団体等とも連携・協働して包括的かつ効果的な支援の推進を行います。具体的に、本市は下記のような支援体制を整備します。

- ①支援の端緒となる相談窓口を設置し、幅広く周知に努めます。
- ②女性相談支援員を配置し、かつ支援員の知識や技能向上のための取組を行います。
- ③市が関連するあらゆる相談窓口や民生委員・児童委員など地域の様々な機関や人材を活用して、困難な問題を抱える女性へのアウトリーチを行います。
- ④朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議を通じて、全庁的かつ関係機関との連携のもとに対象者への効果的な支援を行います。
- ⑤必要に応じて、県や他の市町村、関係機関と緊密に連携して情報収集及び支援等に努めます。

10 朝霞市女性活躍推進計画

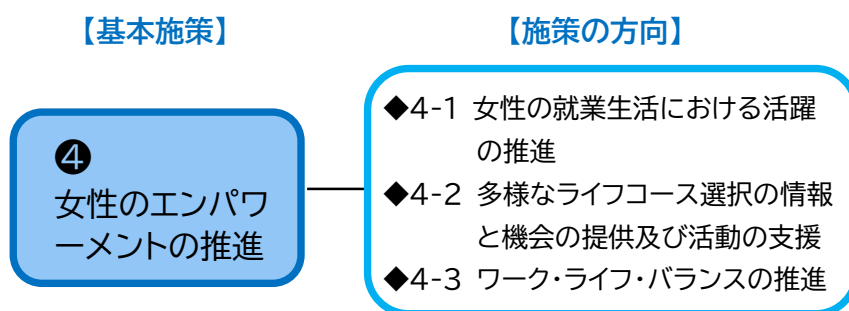
(1) 本計画の法的根拠

「女性活躍推進法」では、市町村は同法の基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定める努力義務が定められています。

本計画を「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画と位置づけ、朝霞市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。

(2) 女性活躍推進計画に該当する施策目標・施策の方向

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」において「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下の通りです。



(3) 基本的な考え方

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（厚生労働省）において、行政が取り組むべき施策として以下の事項があげられています。

①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- i) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
- ii) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- iii) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- i) 男性の意識と職場風土の改革
- ii) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- iii) ハラスメントのない職場の実現

- ③女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項
- i)市町村推進計画の策定
 - ii)相談体制の構築
 - iii)協議会の普及－多様な主体による連携体制の構築－

11 施策の体系

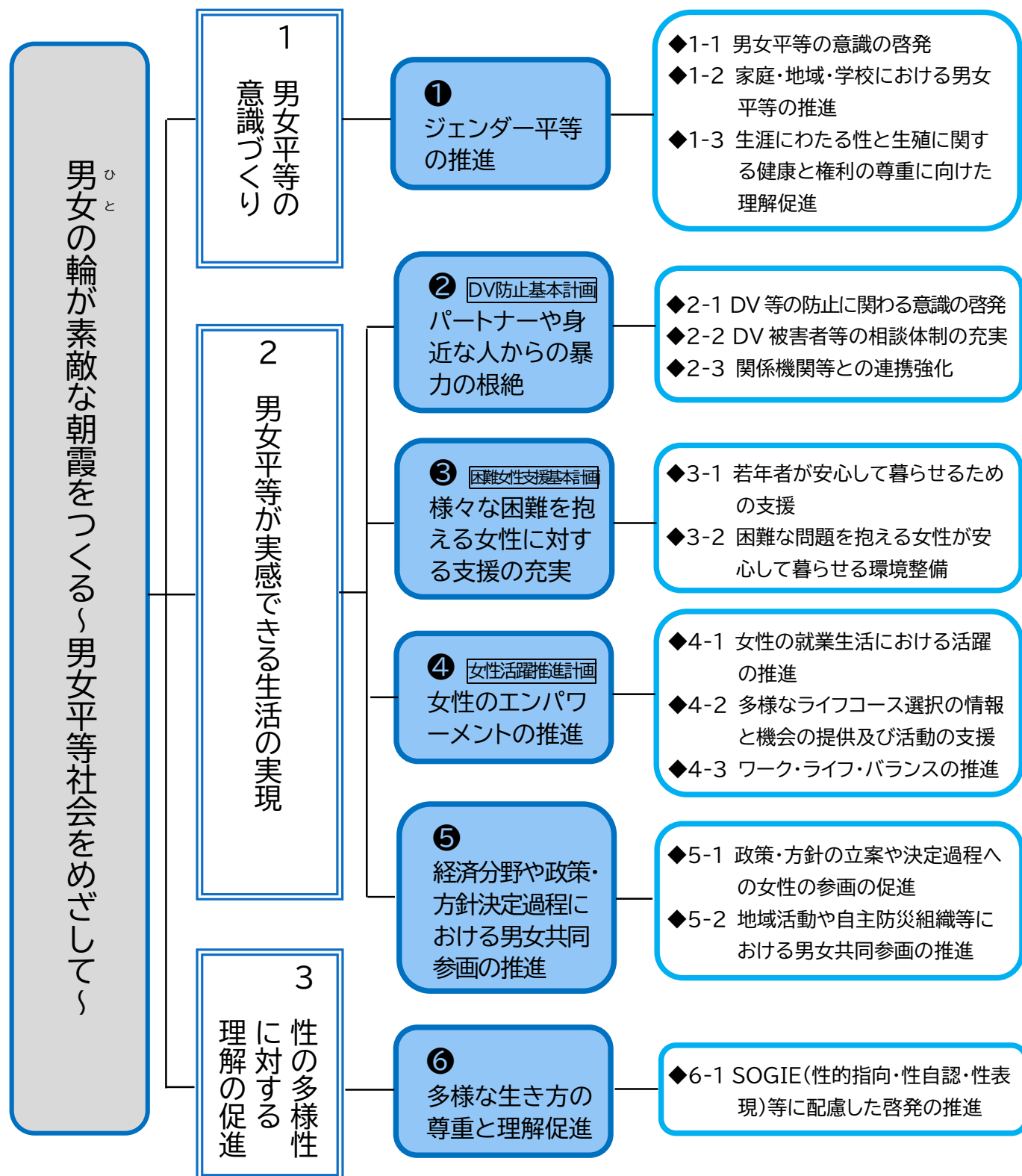
男女平等社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

【めざす姿】

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】



12 本計画とエスディーゼーズSDGs

(1) SDGsとは？

SDGs (Sustainable Development Goals) とは持続可能な開発のために令和12(2030)年までに達成すべき目標で、17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットから構成されています。平成27(2015)年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととしています。

SDGsの17の目標



(2) 本計画とSDGsの関連

SDGsの開発目標の一つに「目標5. ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。同時に、SDGsの前文には全ての開発目標の前提としてジェンダー平等と女性と少女の能力を引き出すことを目指すことが掲げられています。男女平等社会の実現は、SDGsが目指す持続可能な社会の形成に強く結びついています。

本計画における基本施策とSDGsの開発目標との関連は下記の通りです。

基本施策	持続可能な開発目標	基本施策	持続可能な開発目標
基本施策1 ジェンダー平等の推進	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくしよう	基本施策4 女性のエンパワーメントの推進	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいのある経済成長を 10 人や国の不平等をなくしよう 11 住み続けられるまちづくりを
基本施策2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	5 ジェンダー平等を實現しよう 16 平和と公正をすべての人に 10 人や国の不平等をなくしよう	基本施策5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 ジェンダー平等を實現しよう 8 働きがいのある経済成長を 10 人や国の不平等をなくしよう 11 住み続けられるまちづくりを
基本施策3 様々な問題を抱える女性に対する支援の充実	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくしよう 16 平和と公正をすべての人に	基本施策6 多様な生き方の尊重と理解促進	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう 10 人や国の不平等をなくしよう 16 平和と公正をすべての人に

第2章 朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
- 2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組

1 朝霞市の現状

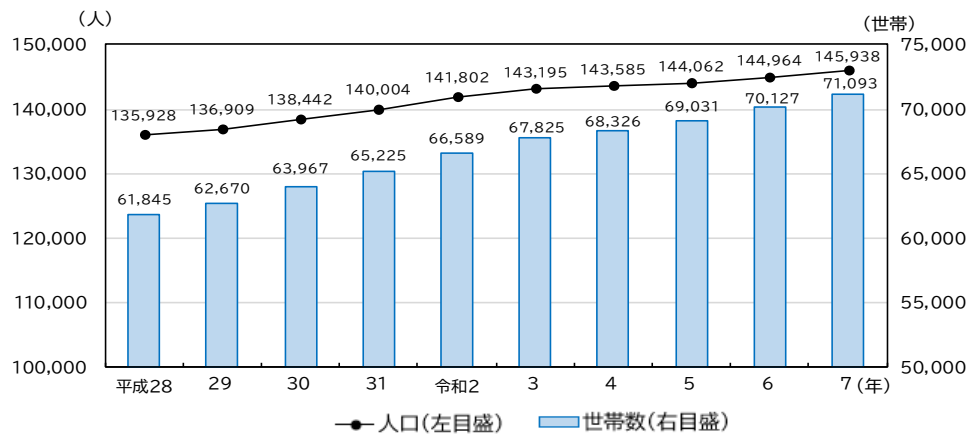
(1) 人口・世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

本市の人口と世帯数はともに、平成 28（2016）年以降増加を続けており、令和 7（2025）年 1 月 1 日現在で人口 145,938 人、世帯数は 71,093 世帯となっています。

1 世帯あたりの人員は、平成 28（2016）年では 2.20 人でしたが、令和 7（2025）年には 2.05 人となっており、年々減少しています。

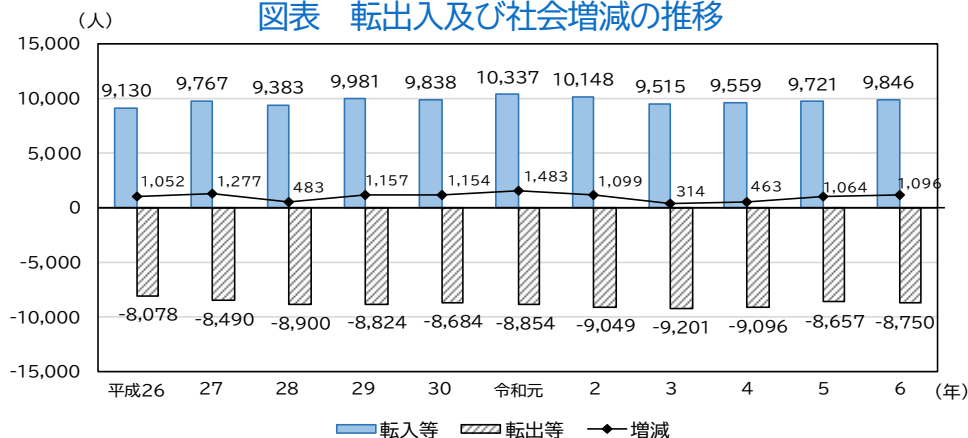
図表 人口・世帯数の推移



資料：統計あさか(各年1月1日現在)

本市における転出入の状況についてみると、過去 10 年間の転入等は毎年 1 万人前後で推移しています。転出等は 9,000 人前後で推移しており、毎年社会増となっています。令和 6（2024）年は 9,846 人の転入等、8,750 人の転出等で、1,096 人の社会増となっています。

図表 転入及び社会増減の推移



資料：統計あさか

②子がいる世帯の状況

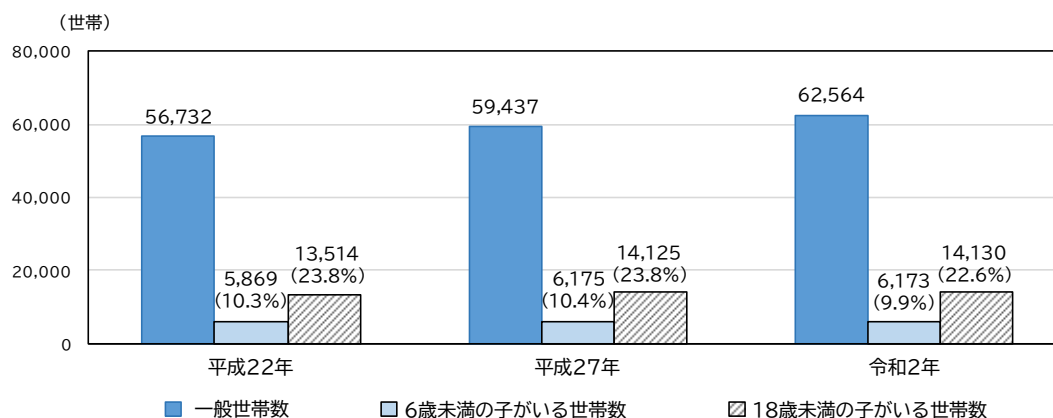
令和2（2020）年の本市の一般世帯数は62,564世帯で、平成22年（2010年）と比較すると10.3%増加、平成27（2015）年と比較すると5.3%増加しています。

子がいる世帯の推移をみると、6歳未満の子がいる世帯、18歳未満の子がいる世帯ともに実数はあまり変化していませんが、一般世帯数（注）に占める割合はともに減少しています。

また、子がいる世帯の家族類型については、夫婦と子から成る世帯は6歳未満の子がいる世帯で93.7%、18歳未満の子がいる世帯で87.3%を占めています。ともに平成22（2010）年、平成27（2015）年と比較すると、その割合が徐々に増加しています。

（注）一般世帯数…「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者の世帯であり、全世帯から「施設等の世帯」を除くもの。一般世帯数はその数を表す。

図表 一般世帯数と子(6歳未満の子・18歳未満の子)がいる世帯の推移

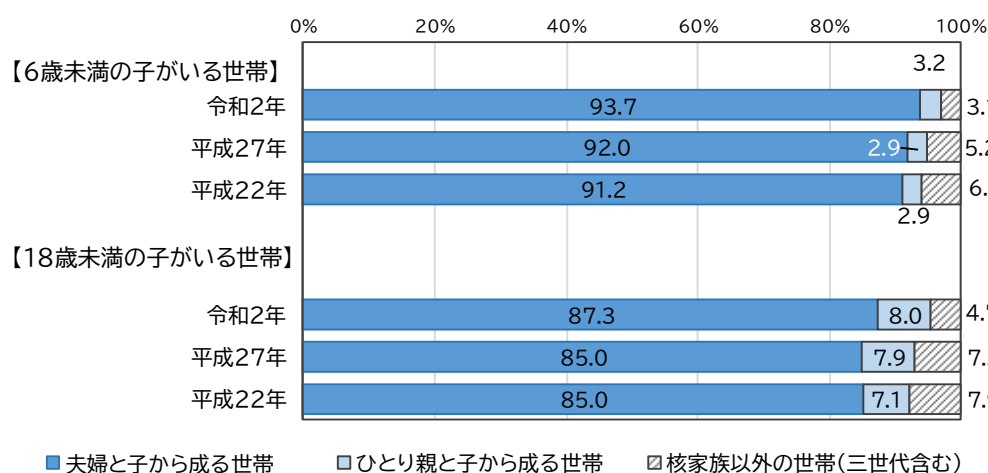


※()内の数値は、一般世帯数に占める割合

資料：国勢調査(総務省)

(各年10月1日現在)

図表 子がいる世帯の家族類型(6歳未満の子・18歳未満の子)



(各年10月1日現在)

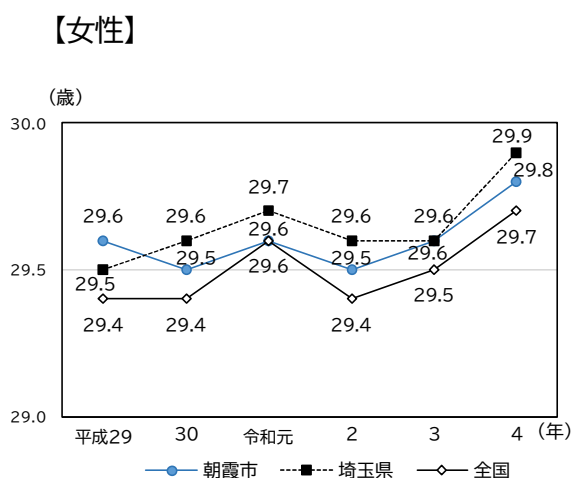
資料：国勢調査(総務省)

(2) 結婚・出産・子育てをとりまく現状

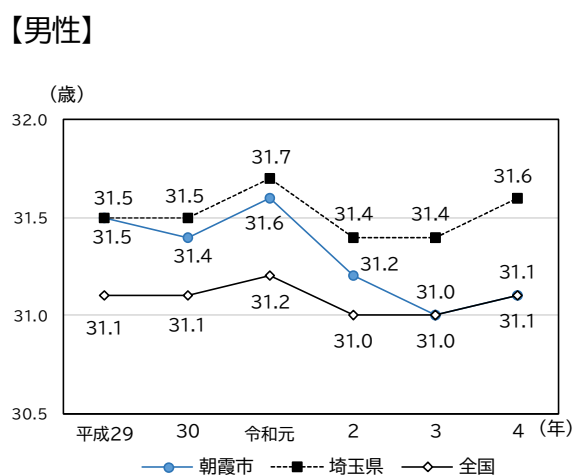
① 結婚をとりまく状況

平均初婚年齢についてみると、本市の女性の平均初婚年齢は令和4（2022）年には29.8歳で、近年では最も高くなっています。全国、埼玉県と比較すると、全国よりは高く、埼玉県よりは低い年齢となっています。男性の初婚年齢は令和4（2022）年には31.1歳で、近年では比較的低い年齢です。全国、埼玉県と比較すると、埼玉県よりも低く、全国と同じ年齢となっています。

図表 平均初婚年齢の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報



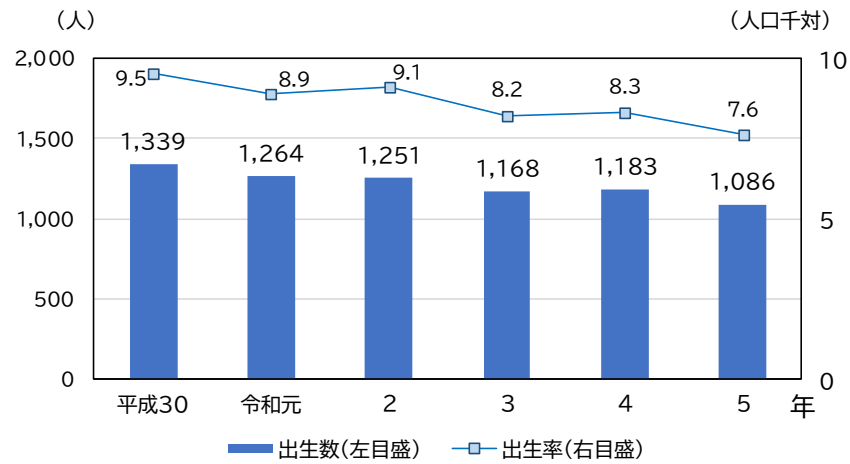
資料：人口動態統計（厚生労働省）、埼玉県保健統計年報

② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

本市の令和5（2023）年の出生数は1,086人となっています。平成30（2018）年以降あまり大きく変化していませんが、ゆるやかな減少傾向が続いています。出生率は、令和5（2023）年には7.6（人口千対）で近年の中では低めですが、令和3（2021）年以降、毎年県内市町村の中で毎年第1位となっています。

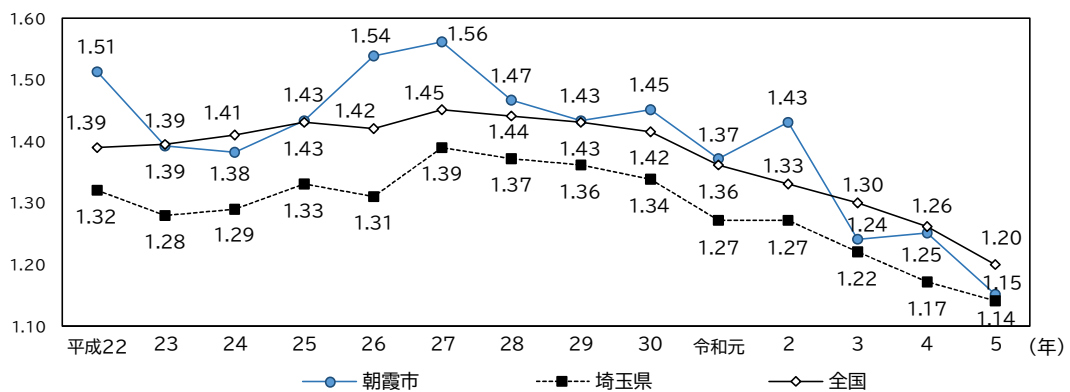
合計特殊出生率は令和5（2023）年には1.15となっており、これも近年の中で最も低くなっています。令和2（2020）年までは全国、埼玉県よりも本市の合計特殊出生率の方が高い傾向が続いていましたが、ここ数年は全国を下回る割合となっています。

図表 本市の出生数と出生率の推移



資料:埼玉県の人口動態概況

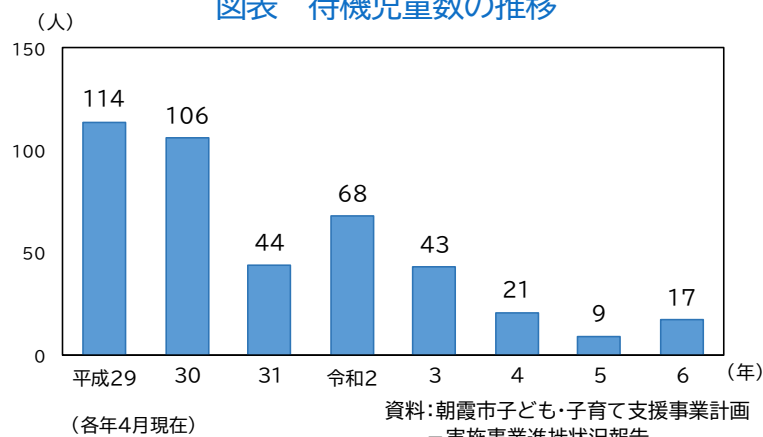
図表 合計特殊出生率の推移



資料:埼玉県保健医療政策課HP

待機児童数は、平成 29（2017）年には 114 人の待機児童がいましたが、徐々に減少し続け、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で 17 人となっています。

図表 待機児童数の推移



資料:朝霞市子ども・子育て支援事業計画
—実施事業進捗状況報告

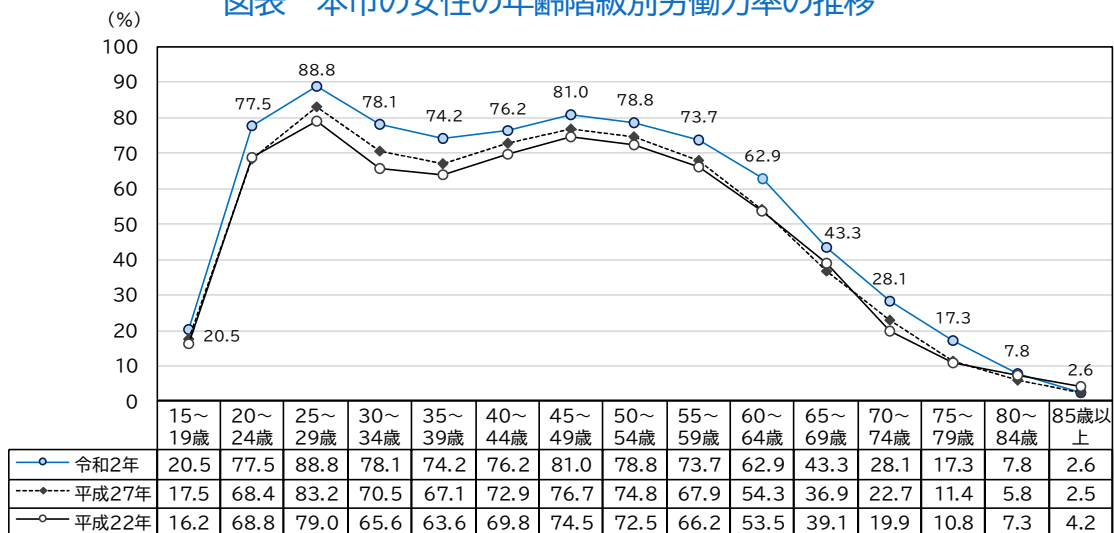
(3) 就労に関する状況

① 女性の労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、子育てが忙しくなる年代で大きく落ち込み、その後再び労働力率が上がっていく特徴が見られます。そのグラフの形からM字曲線と呼ばれています。近年では、子育て支援策の充実などを背景に、結婚、出産等にかかわらず就労を継続する女性が増えたため、子育て期の労働力率の落ち込み方が抑えられ、女性の年齢階級別労働力率のグラフは台形に近づきつつあります。

本市においても、令和2（2020）年の女性の年齢階級別労働力率は35～39歳で74.2%まで一度落ち込みますが、前後の30～34歳や40～44歳の労働力率との差はあまり大きくありません。また、平成22（2010）年の35～39歳の女性の労働力率63.6%と比較すると10.6ポイント高くなっており、子育てに忙しい年代の女性でも就業している人が増えていることがうかがえます。

図表 本市の女性の年齢階級別労働力率の推移



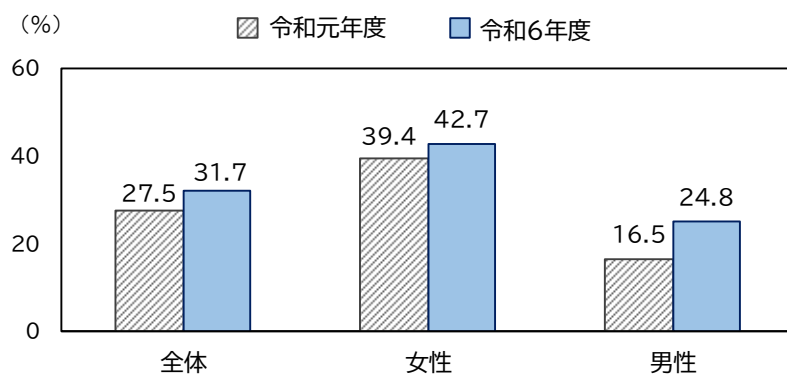
資料：国勢調査（総務省）

② 非正規雇用者の割合

「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果からパート・アルバイトの割合をみると、令和6年度の男性は24.8%で令和元年度よりも8.3ポイント増加しており、女性は42.7%で令和元年度よりも3.3ポイント増加しています。この結果から、男女ともに非正規雇用者の割合が増加していることがうかがえます。

また、性別で比較すると男性よりも女性の方が非正規雇用者の割合が高いことから、男女間の賃金の格差、管理職に占める割合の男女格差等に影響を及ぼしていることがうかがえます。

図表 全従業員に占めるパート・アルバイトの割合



※令和6年度のサンプル数は、女性=494、男性=785
令和元年度のサンプル数は、女性=1,940、男性=2,109

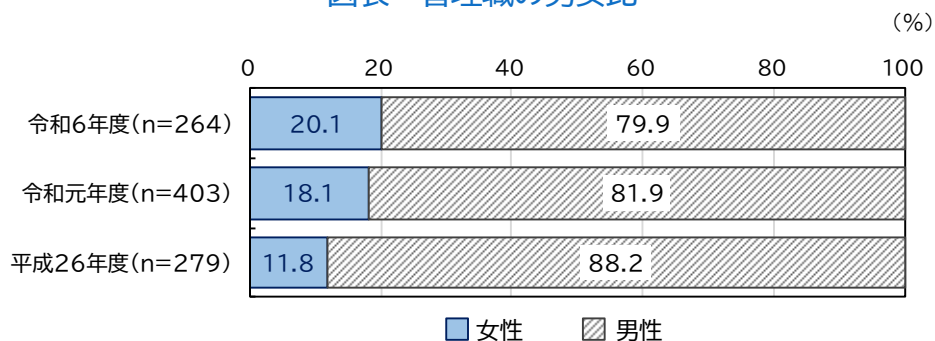
資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

③ 管理職の男女比

「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から市内事業所における管理職の男女比についてみると、平成26（2014）年度の調査時には女性の管理職の割合は11.8%でしたが、令和6（2024）年度には20.1%を占めるなど、女性の管理職の割合は徐々に増加しています。

しかしながら、男性の管理職の割合と比較するとほぼ1：4（女性：男性）の比率で、いまだに格差の大きさが際立っています。

図表 管理職の男女比



※管理職の対象は、部長・課長相当職と係長相当職

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

(4) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

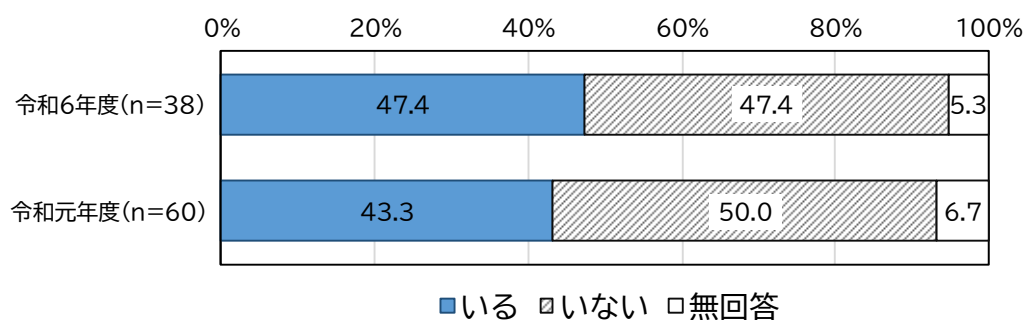
① 育児休業制度活用状況

「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から育児休業制度の活用状況についてみると、令和6年度は回答企業の47.4%で育児休業制度を利用した従業員がいることがわかります。

また、育児休業制度を利用した従業員の性別をみると、令和元（2019）年度の調査時には69.2%の企業では女性の従業員のみ利用でしたが、令和6（2024）年度には女性のみ利用は38.9%に減少し、男女ともに利用した企業が44.4%に増加していました。これに男性のみ利用した企業16.7%を合わせると6割以上の企業で男性従業員が育児休業制度を利用しています。

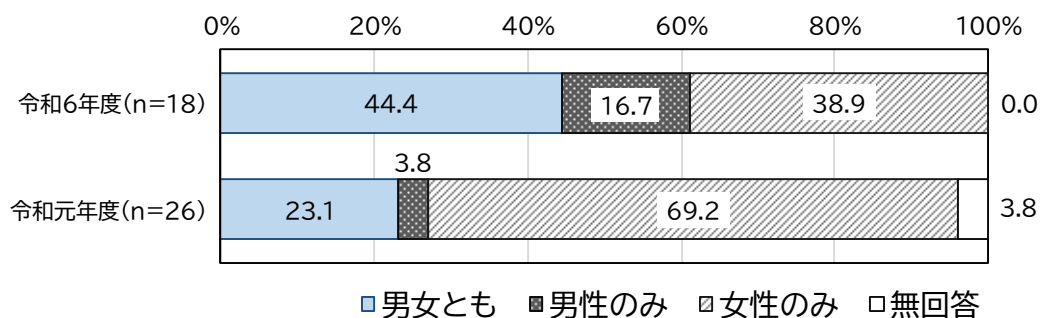
これは、男性の育児休暇取得を促進する改正育児・介護休業法が令和4（2022）年に施行されたことが背景にあると考えられます。

図表 育児休業制度を活用している従業員の有無



資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

図表 育児休業制度を活用している従業員の性別



資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

② 1週間の過ごし方

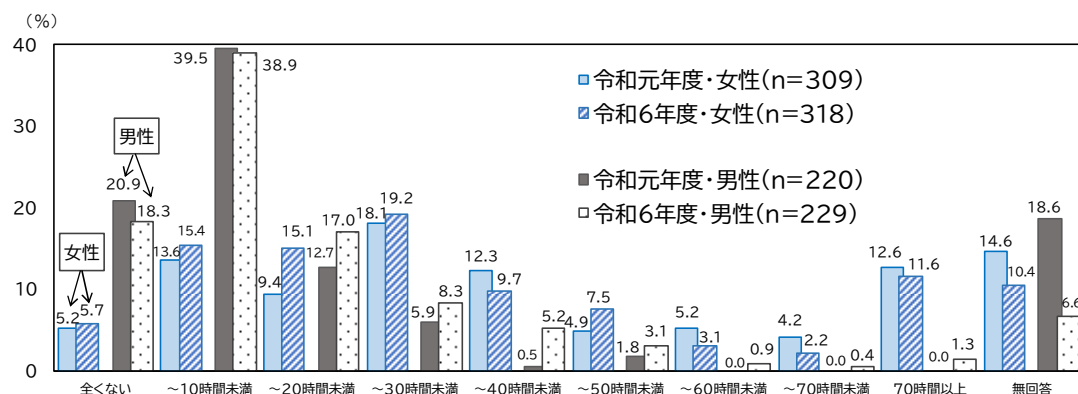
「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査」の結果から、「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」の分布状況についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」について、令和6年度の男性は「全くない」が18.3%、「～10時間未満」の38.9%も合わせると約6割は10時間未満にとどまっていることがわかります。しかし、令和元年度の調査時と比較するとその割合はやや低下しています。

一方、「収入を得るための労働時間」については、令和6年度の女性は「全くない」が24.8%で最も多くなっています。令和元年度と比較するとその割合は低下しています。男性は「～50時間未満」が25.8%で最も多くなっていますが、こちらも令和元年度よりも低下しています。全体として、女性は収入を得るための労働時間が増え、男性は減少している傾向が見られます。

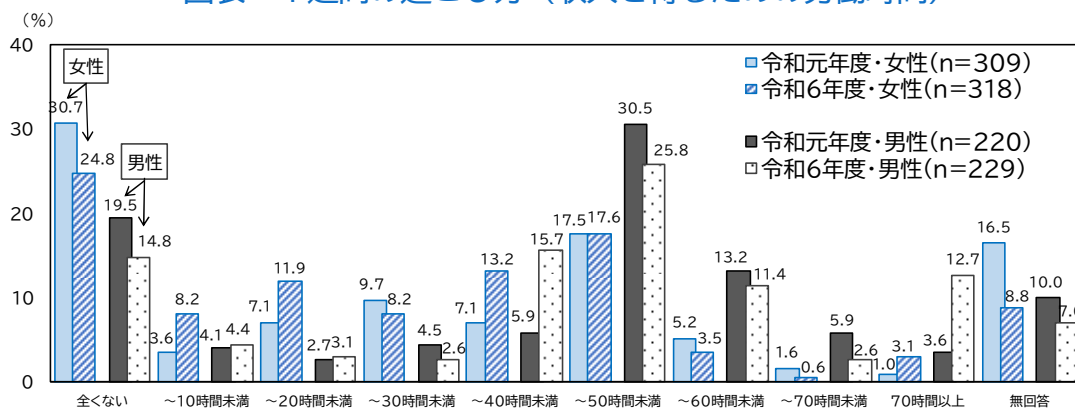
性別による偏りについては、やや是正する動きはあるものの、あまり大きな変化は見られません。

図表 1週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

図表 1週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）



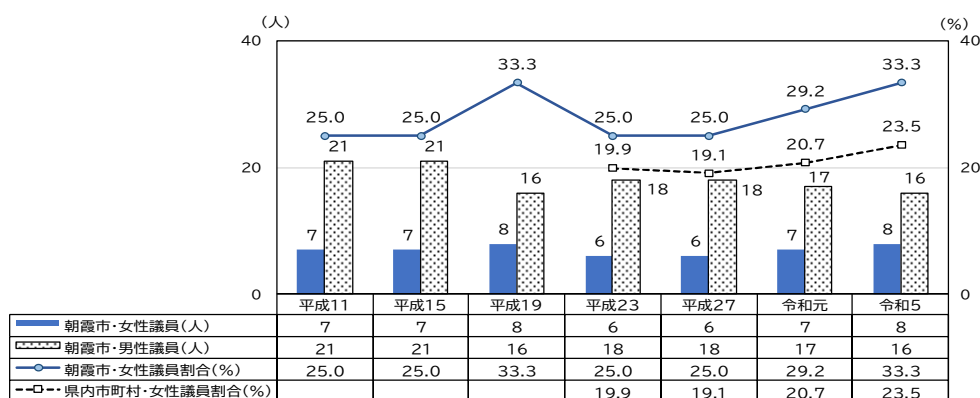
資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

(5) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

①市議会における議員の状況

本市の市議会における女性の議員については、近年では改選ごとに女性の議員数が徐々に増加しており、令和5年12月の改選では、市議会議員に占める女性の割合は33.3%となっています。埼玉県内の市町村議会全体の女性の議員の割合23.5%を上回る割合です。

図表 市議会全体に占める女性議員の割合



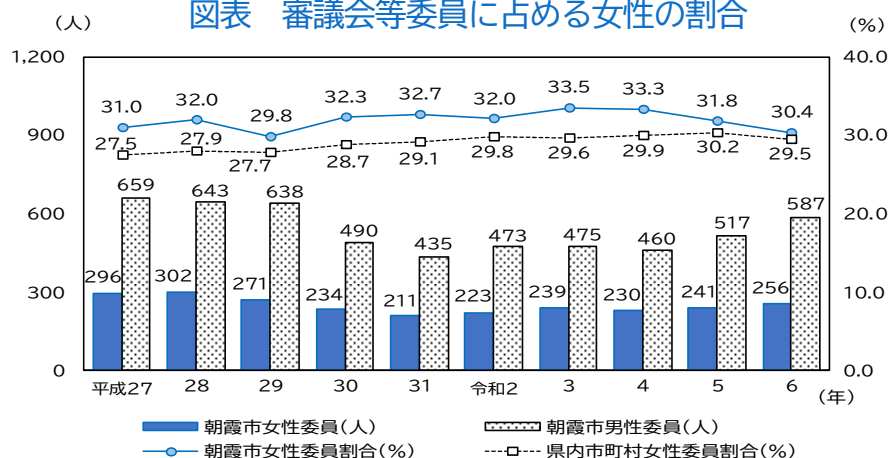
(朝霞市：各年12月現在、県内市町村：各年4月現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書(朝霞市)

②審議会等委員の状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合については、近年では令和3(2021)年に33.5%であったのが最も高い割合でしたが、その後は徐々に割合が低下しており、令和6(2024)年には30.4%となっています。女性の審議会等委員数は増加していますが、それ以上に審議会等委員数全体が増加しているためとみられます。

図表 審議会等委員に占める女性の割合



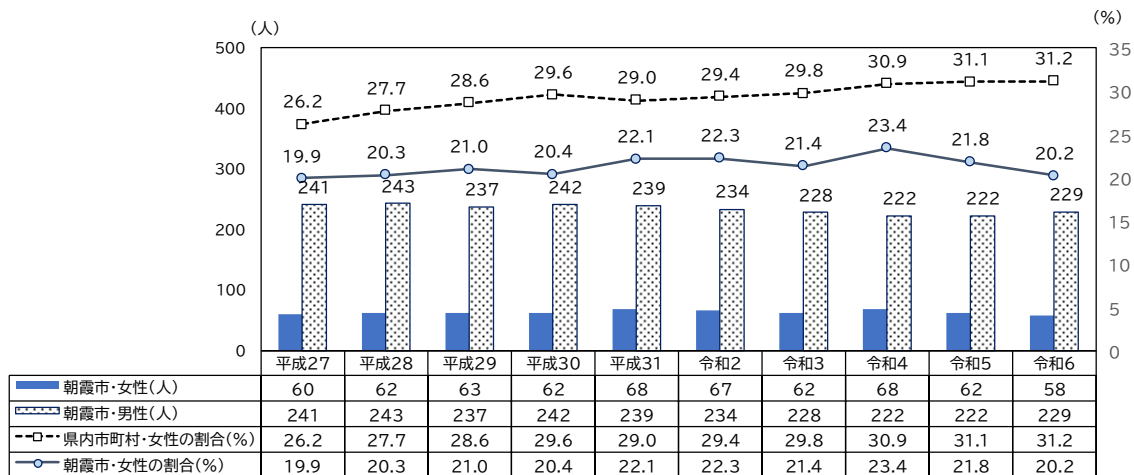
(各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

③市職員における管理監督職の状況

本市の市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合は、近年では20%台が続いています。埼玉県内の市町村全体の女性の管理職の割合と比較すると、どの年においても下回っています。

図表 市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合



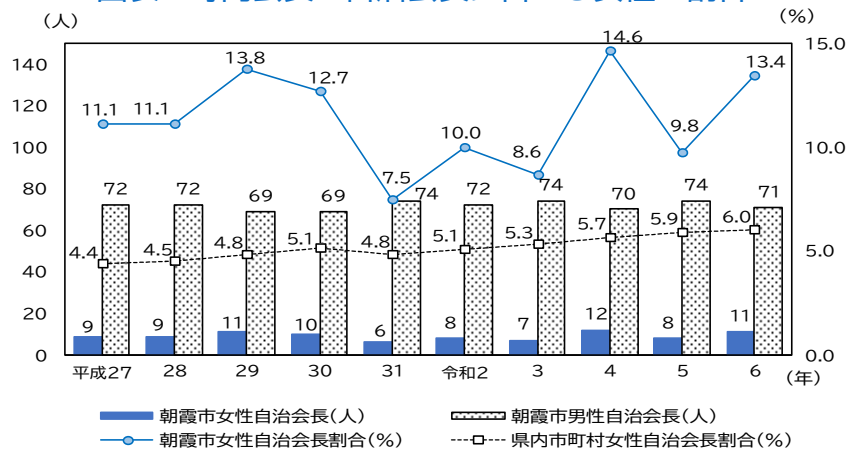
(各年4月1日現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書(朝霞市)

④町内会長・自治会長の状況

町内会長・自治会長に占める女性の割合は年ごとに変わっていますが、いずれの年においても埼玉県の市町村全体の女性の自治会長割合を上回っています。令和6（2024）年7月1日現在の市内の女性の自治会長は11人で全体に占める割合は13.4%となっています。長期的な傾向をみると細かな増減はありますが、ほぼ横ばい状況であるといえます。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



(各年7月1日現在)

資料:男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組

(1) 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画に基づく取組状況

① 施策目標1 男女平等の意識の浸透

○ 施策の方向1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

- ・ 様々な機会におけるパネル展示、広報・ホームページ・男女平等推進情報「そよかぜ」等を通じて、広く市民に向けて男女平等の意識醸成を図りました。また、リーフレットを新たに作成し、男女共同参画の情報発信に努めました。
- ・ 男女平等に関する資料や関連図書を収集し、貸し出すなど、積極的な情報提供を図りました。
- ・ 市職員に対して「朝霞市庁内男女平等推進指針」についての周知を図りました。また、職員向け研修や男女平等推進庁内連絡会議など、様々な機会を活用して男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう周知を図りました。

○ 施策の方向1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

- ・ 男女平等推進庁内連絡会や新規採用職員研修などにおいて、男女共同参画の視点による言葉やイラスト等の表現方法についての周知を行いました。また、女性センター登録団体によるジェンダーに関する低年齢向けの講座の実施など、幅広い層に対して男女平等の視点に立った表現に関する啓発を行いました。
- ・ 学校においては、総合的な学習の時間や特別活動を活用して男女平等教育を推進しました。
- ・ 男女平等推進情報「そよかぜ」の企画・編集や「あさか女と男セミナー」の企画・運営、パープルリボンキャンペーンイベント等様々な事業において市民との協働を推進し、市民との連携及び地域人材の育成を図りました。
- ・ 広報や市公式ホームページなどで男女平等推進顕彰制度について、周知啓発を行い、継続的に働きかけを行いました。

② 施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

○ 施策の方向2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

- ・ 「あさか男女の輪リンク集」に国の女性応援ポータルや女性活躍支援のサイトなど自己実現につながるサイトの情報をまとめて掲載するなど、ライフコースの選択を支援する情報の提供を行いました。

- ・女性センター内の情報・交流コーナーに、男女平等に関する書籍や他自治体の情報誌を配架したり、子育て支援や就職支援に関する事業情報のほか、女性センター登録団体の事業などについても提供・情報発信を行うなど、広く学習機会の充実に努めました。
- ・様々な困難を抱える女性の相談に対応するため、女性総合相談の相談時間を拡大し、相談方法もより相談しやすい方法に見直しました。

○ 施策の方向2－2 能力の開発と活動の支援

- ・就業や起業支援に関する情報について、女性センター及び市公式ホームページで周知を行いました。
- ・サマーフェスティバルやパープルリボン運動啓発イベント等において市民団体の企画・運営による参加型講座を開催するなど、男女共同参画の推進を活動の目的とする団体と協働することで周知啓発につなげました。

③ 施策目標3 多様性の尊重と理解促進

○ 施策の方向3－1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

- ・若年層（市内小学5年生～中学3年生）に向けて、性犯罪・性暴力にあわないためのリーフレット等を継続的に配布して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識啓発を図りました。
- ・また、市民の認知度が低い「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関するおとどけ講座を開催し、周知を図りました。
- ・市民意見交換会「A S A K A健康ラウンジ」や健康づくり講演会を継続的に実施し、市民の健康づくりの普及を図りました。実施にあたっては、男女平等の視点及び多様性の尊重を意識しました。

○ 施策の方向3－2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進

- ・LGBTQ当事者の講師を招いた「あさか女と男セミナー」を開催したり、多様性の尊重と理解促進に向けて新たにリーフレットを作成するなど、意識啓発に努めました。
- ・学校においては、性の多様性に係る相談対応ハンドブックや「『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を教職員に配布したり、性の多様性を尊重する教育実践のための教職員研修を実施するなど、教職員に向けた支援を推進しています。また、市内県立高校の生徒を対象にSOGIEに関するリーフレット

を配布し、性的指向・性自認に関する理解を深めるよう意識啓発を推進しました。

- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始し、制度の周知に努めると同時に、関連機関や近隣市、市内事業所等との連携を図りました。また、県内転入者の手続きの簡素化のため、県内全市町村と連携協定を締結しました。

④ 施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

○ 施策の方向4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

- ・広報あさかや市公式ホームページ、女性センターの情報・交流コーナーにおける情報発信のほか、様々な機会をとらえてパネル展を開催するなど女性に対する暴力をなくすことへの意識啓発を推進しました。また、パープルリボン運動については、庁内の告知スペースや広報、ホームページ、駅前の電光表示板、懸垂幕等を活用したほか、啓発イベントの開催、パープルライトアップなどにより、広く意識啓発を図りました。
- ・DV相談の周知に関しては、定期的な広報あさかでの周知や市内公共施設等のトイレ、市内都市公園公衆トイレに各相談窓口のポスターを掲示、各種イベントの際には相談窓口の周知等の発信に努めた。
- ・こどもの性暴力被害予防については、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に市内の小学校、中学校、高校、子ども相談室に啓発のためのリーフレットやチラシを配布しました。

○ 施策の方向4-2 相談体制の充実

- ・DV専門相談員による相談を継続的に実施しました。また、DV専門相談員やDV相談担当職員が各種研修に参加したり、相談員の研修・交流会を行ったりするなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めました。
- ・男性のDV被害者は誰にも相談しないことがあるため、新たに男性トイレにもDV相談窓口のポスターを掲示して、男性被害者に相談を促す工夫を行いました。

○ 施策の方向4-3 関係機関等との連携強化

- ・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議」を継続的に開催しています。
- ・DV被害者の保護体制の充実に向けて、緊急一時保護施設の確保に取り組みました。

⑤ 施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

○ 施策の方向5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

- ・男女平等推進庁内連絡会議において、市が率先して男女平等を推進するような意識啓発を実施しました。さらに、審議会等の構成員に係る女性委員の登用の促進に関して全庁に向けて認識の共有化を図りました。
- ・庁内での男女共同参画推進については、女性の職員に向けてキャリアデザイン研修を実施したり、外部機関のリーダーシップ講座に毎年女性職員1名を派遣するなどの取組を行って、女性職員のキャリアアップ支援を推進しています。また、配偶者が出産した男性職員に対して、育児休暇等の取得についての働きかけを行って、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を支援しました。
- ・ジェンダーに関する統計を市公式ホームページや広報あさかななどを活用し、市民に積極的に情報提供することで男女共同参画の推進を図りました。
- ・就業上での女性の活躍推進については、広報あさかのコラムで女性の就業状況やポジティブアクションについて取り上げたり、商工会へのチラシ配布や市民活動団体向けのメールマガジンを通して男女平等推進顕彰制度の周知を図りました。

⑥ 施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

○ 施策の方向6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

- ・「あさか男女の輪サイト」や女性センターの情報・交流コーナー、男女平等推進情報「そよかぜ」や広報あさか等を通じて、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスに関する情報、男性の育児休業制度取得に関する情報等を提供しました。
- ・男女格差がない職場づくりの促進については、女性キャリアセンターの在宅ワーク相談や就職支援セミナー等の情報を提供したり、そのほか就労に関する情報を「あさか男女の輪サイト」を通じて提供しています。また、就労関連の情報については、庁内担当部署や商工会とも連携して広く周知しています。

○ 施策の方向6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

- ・女性視点で作成した「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」、「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」及び「女性のための帰宅困難マニュアルカード」を担当課を通じて提供したほか、各公共施設への配置、新規採用職員研修での配布など、避難所等で速やかな活用が行えるよう広く周知を図りました。

(2) 指標・数値目標達成状況

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			現状値 (R7)	達成度	評価資料
			当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)			
1 男女平等の意識 の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9%	↑	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4%	↑	市民意識調査
2 自己実現に向けた 学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8%	↓	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	13.8%	↑	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4%	↑	市民意識調査
	★3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進	「SOGI(ソジ)」という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	13.7%	↓	市民意識調査
4 からの暴力の根絶 異性間やパートナー	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7%	↑	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3%	↑	市民意識調査
5 女性の職業生活に おける活躍の推進	★5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	23.2%	↑	朝霞市男女平等推進年次報告書
	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%	53.2%	↑	朝霞市男女平等推進年次報告書
6 男女共同参画の推進 地域団体や事業所における	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3%	↑	市民意識調査
	★6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0%	↓	市民意識調査

第3章 基本計画

- 1 ジェンダー平等の推進
- 2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶
- 3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
- 4 女性のエンパワーメントの推進
- 5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 6 多様な生き方の尊重と理解促進

1 ジェンダー平等の推進

●1-1 男女平等の意識の啓発

◎ 現状と課題

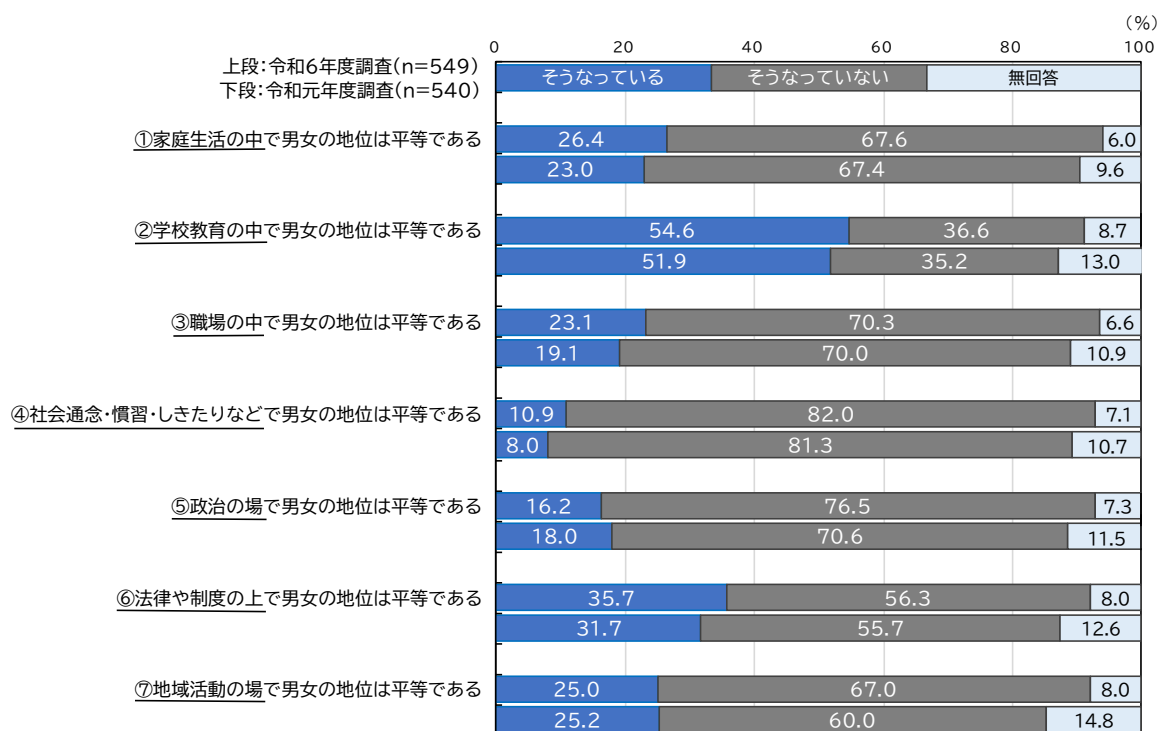
「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に成立し、本市においても「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、「朝霞市男女平等推進行動計画」の改定を重ねながら男女平等社会の実現を目指してきました。

夫婦等で家事を共に担ったり、共働き世帯が増加するなど、男女がその個性と能力を発揮しつつ、共に責任を分かち合う意識が根付きつつあると感じられます。

しかしながら、令和 6（2024）年度に実施した市民意識調査結果によると、様々な分野において男女の地位がいまだ平等になっていないと感じる市民は過半数を占めています。中には、政治分野のように男女平等感が令和元（2019）年度よりも後退している分野もあるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあります。

今後、どの分野においても誰もがその意欲と能力を生かして共に参画していけるように、意識啓発はもとより環境の整備や能力開発のためのさらなる支援等が必要です。

図表 男女共同参画社会のイメージ（経年変化）



資料:朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等が実現したイメージの提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、様々な機会や媒体等を活用しながら具体的に提案していきます。

○アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識を醸成する

家庭や地域・職場などに潜む無意識の固定的性別役割分業意識について気づきを促し、ジェンダー平等を実現するための意識の醸成を図ります。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。



指 標	数値目標		評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	10.9%	20%	
目標値の根拠	男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の約2倍の5人に1人を目標に設定		

●1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

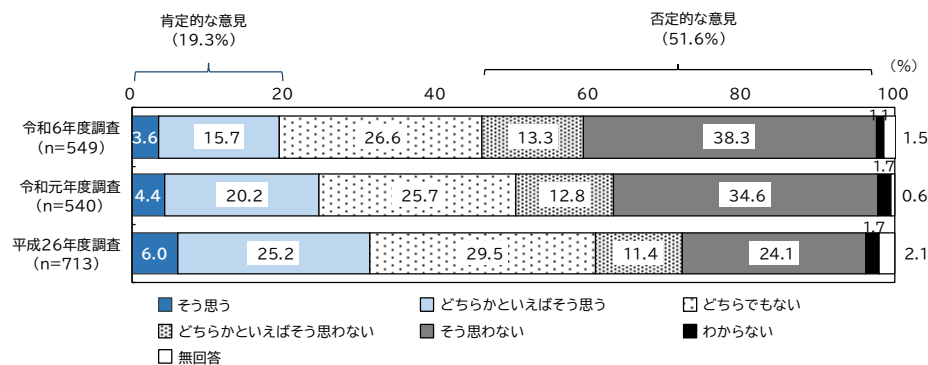
◎ 現状と課題

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分業意識を肯定的に考える人は平成26年度調査時には31.2%でしたが、令和元年度調査時には24.6%、令和6（2024）年度調査時には19.3%と徐々に減少していき、固定的な性別役割分業意識の解消は徐々に進んでいることがうかがえます。

しかし実際には、家庭においては食事のしたく、そうじ、洗濯などの家事や育児、高齢者の介護を担っているのは女性が多く、職場においては非正規雇用比率や平均賃金、管理職など様々な点で男女の格差が際だっているなど、依然として社会全体の体制は性別による固定的な役割分業意識の影響が色濃く残っています。また、小学生・中学生・高校生意識調査によると、周囲の人から男らしく、もしくは女らしくするように言われることがある中学生や高校生は約3割にのぼっており、こどもの頃から性別による固定的な役割分業意識を刷り込まれる環境は依然として残されています。

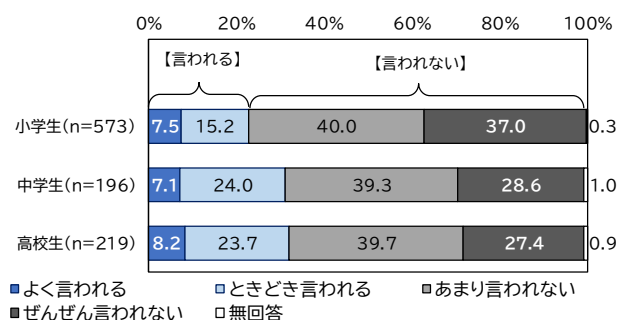
男女平等の意識を育むには、幼少期からの教育や意識の醸成が重要な役割を果たします。そのためには、学校教育の場や家庭や地域などこどもの身近な環境が重要なことはもちろんですが、こどもたちに大きな影響を与えるメディアやSNS等の情報発信においても、責任をもった行動をしていく必要があります。

図表 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（経年変化）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 周囲の人から「男らしく、女らしく」するように言われること（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う

埼玉県や市の「表現ガイド」等を活用して、市の広報活動や刊行物において男女平等の視点に立った分かりやすい表現を徹底します。

また、市民や市内の団体、事業者等に対して、男女平等の視点に立った表現の重要性について広く周知を図ります。

○社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する

児童・生徒や教育関係者に対して社会情勢に応じた情報を積極的に提供し、ジェンダー平等の意識づくりと個人の能力と個性に応じた学習や指導等を推進していきます。

○男性の家事・子育て・介護への参加を促進する

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

また、市内事業所に対して、男性の育児・介護休業取得を促進するよう制度の周知を図ります。

○男女平等を推進する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、市民との協働事業を通じて人材の育成を図ります。

また、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成と活用を図ります。

指 標	数値目標		評価資料
1 週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	18.3%	5%	
目標値の根拠	男女共同参画意識の浸透を図り、男性の家事・育児等への参加を促進することを目標に設定		

● 1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

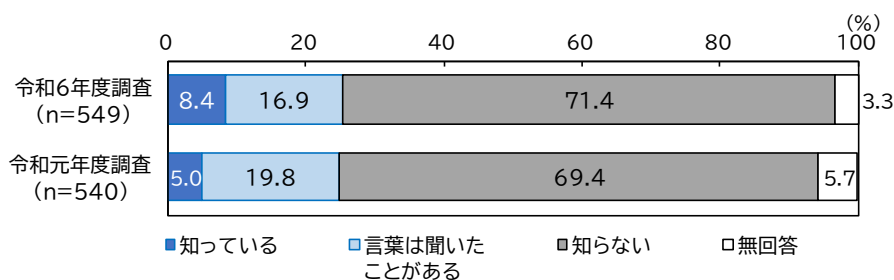
◎ 現状と課題

令和6（2024）年度実施の市民意識調査によると、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という言葉については、約3割の人にしか認知されていない状況です。小学生・中学生・高校生意識調査でも「知らない」という回答が過半数を占めます。

しかし、実際には学校現場においては、自分や相手の性の尊厳を守るための「生命（いのち）の安全教育」や性感染症や薬物中毒の被害を学ぶ機会などがあり、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する考え方の一部が提供されています。そのほか、SNSや出版物等様々な媒体を通じて性教育に関する情報に触れる機会も増えています。こうした様々な情報や機会も活用しながら、すべての人々が自分や他の人の性を尊重し、生殖に関する自己決定権を持ち、安全に妊娠・出産する権利を持っているということが周知される必要があります。

また、女性と男性では妊娠・出産等の生殖の機能が異なり、身体の大きさにも違いがあるなど、健康面でそれぞれの特性に応じた配慮を必要としています。年齢に応じて健康のあり方が大きく変化することもあり、男女がお互いの身体的な違いを理解し、思いやりを持って生きることが必要となります。

図表 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う

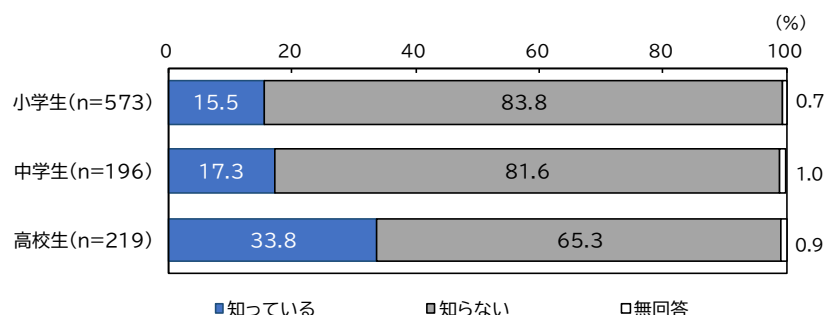
あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

○生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる

性別やライフステージごとの健康課題に関する情報の発信、健康教育の充実、健康診断等の実施など、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

図表 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指 標		数値目標		評価資料
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合		当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
		8.4%	20%	
目標値の根拠	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の重要性和現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくことを目標に設定			

2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

「DV防止基本計画」

●2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発

◎ 現状と課題

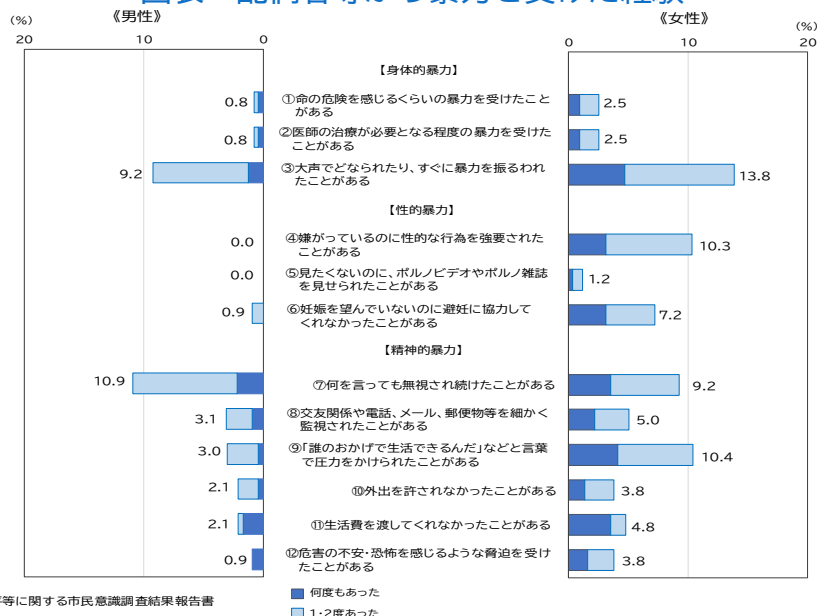
ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者等や恋人など親密な関係にある者、またはかつてそうした関係にあった者からふるわれる暴力を指します。

暴力の形態は幅広く、殴ったり蹴ったりするなど、直接物理的に力行使する身体的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力、大声でどなったり、実家や友人との交流を制限したり、生活費を渡さなかったり、何を言っても無視するなどの精神的暴力などがあげられます。また、複合的に暴力被害が起こることもあります。

配偶者等からの暴力は家庭内において行われるため、外部からは見えにくく潜在化しやすいという問題があります。また、加害者、被害者ともにその行為がDVであると認識していないケースも少なくありません。男女の力の差や社会的、経済的な格差等を背景に、男性よりも女性の方に被害者が多い傾向がありますが、近年では男性の被害者も増えつつあります。市民意識調査によると、「何を言っても無視され続けたことがある」という被害は女性よりも男性の方が回答率が高いという結果が出ていました。

DVは性別にかかわらず許されない犯罪であるという認識や必要な時には助けを求められる手段があること等を周知すると同時に、お互いの人権や生き方を尊重するという意識啓発を推進する必要があります。

図表 配偶者等から暴力を受けた経験



◎ 主な施策

○お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にする教育を推進する

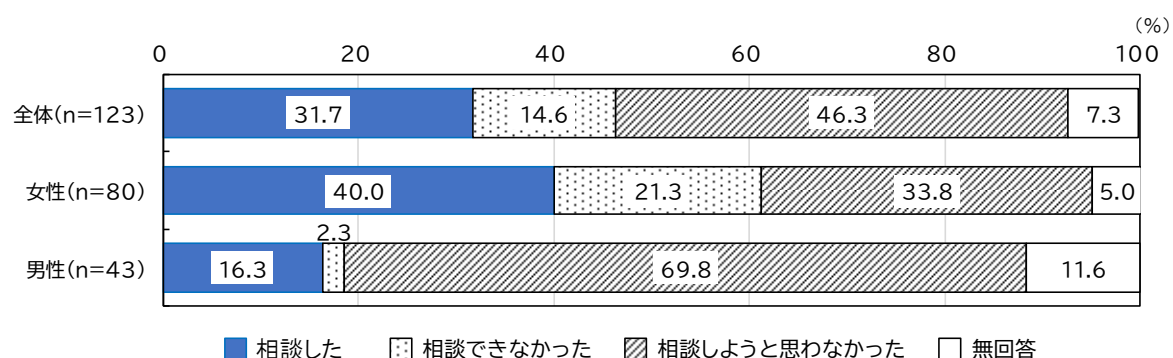
一人ひとりがお互いの人権や生き方を認め合い、自分も大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

○異性間やパートナーによる暴力が人権侵害であることの意識を浸透させ、暴力のない社会を実現する

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

図表 暴力を受けた時の相談の有無



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	31.7%	50%	
目標値の根拠	支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努めることを目標に設定		

●2-2 DV被害者等の相談体制の充実

◎ 現状と課題

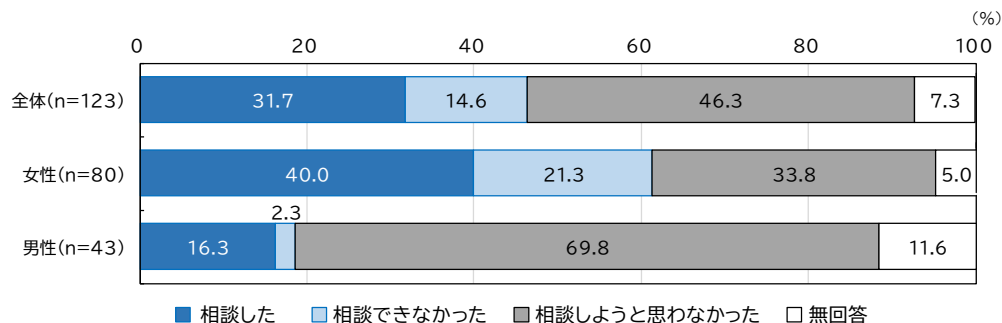
配偶者やパートナー等から暴力を受けた時の相談窓口は、被害者をDV等の加害者から保護し、安全な居場所の確保や自立支援等を行う入り口となります。そのためには、様々な相談窓口が広く周知されていることが重要です。

市民意識調査によると、DVを受けた時に相談した割合は令和元（2019）年度調査時よりは高くなっているものの、男女ともに半数以下にとどまっています。特に、男性は女性と比べて相談した割合が非常に低くなっています。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」などの回答率が女性よりも高く、男性は自身のDV被害を過小評価する傾向がみられます。

性別にとらわれず、DV被害者が相談窓口を利用できるようにするために、DVに関する認識を社会全体で深められるような意識啓発、相談窓口の周知、支援を行う関係機関について広く知ってもらえるような取組が必要といえます。

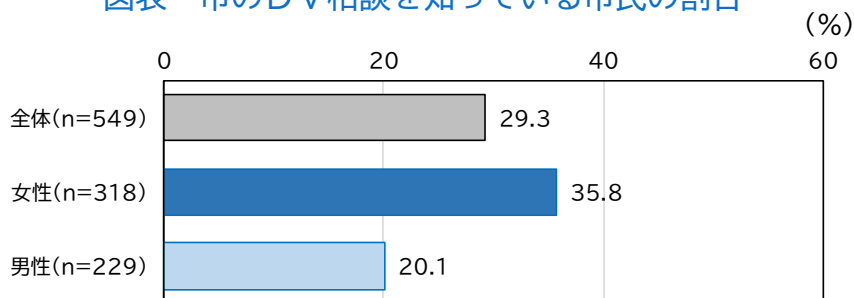
さらに、多様化する相談内容に対応するために、相談員のたえない能力向上も重要です。

図表 DVを受けた時の相談の有無



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 市のDV相談を知っている市民の割合



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

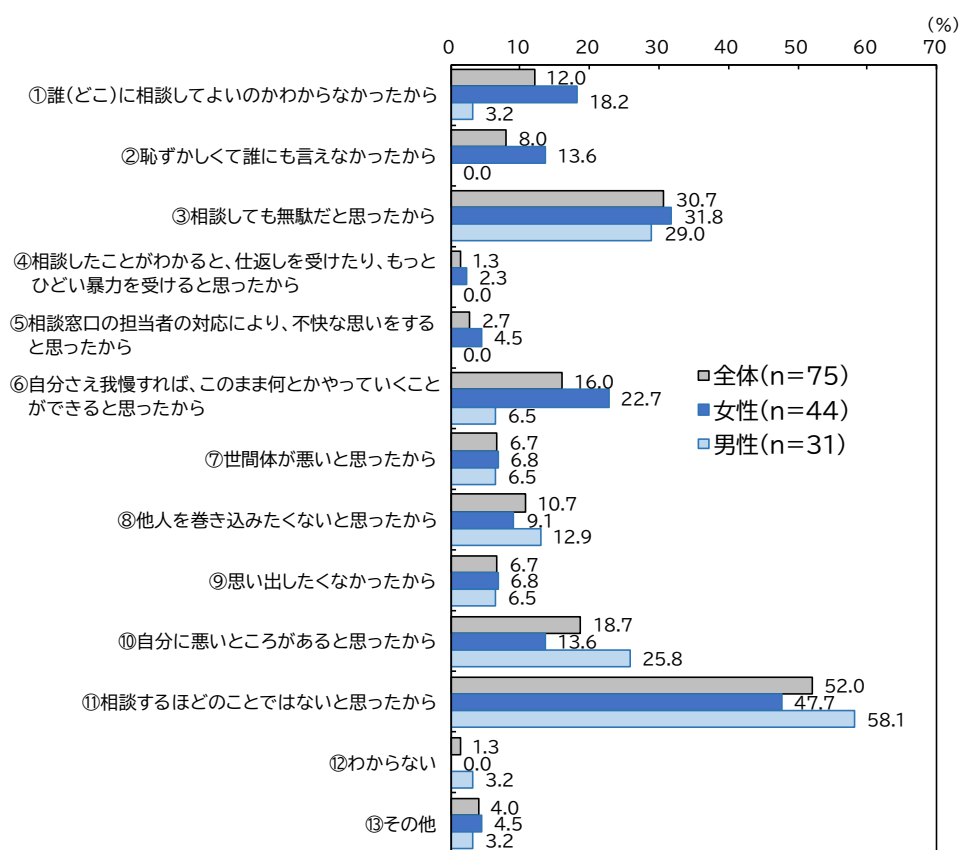
◎ 主な施策

○誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の資質向上を図り、相談体制を充実します。

また、市の相談窓口はもとより、そのほかの様々な相談窓口に関する情報を積極的に発信し、より多くのDV被害者が必要とする相談を受けられるよう促します。

図表 暴力を受けても相談しなかった（できなかった）理由



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標		数値目標		評価資料
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合		当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
		29.3%	70%	
目標値の根拠	気軽に相談できる場所の存在を周知し、当初値の約2倍以上を目標に設定			

●2-3 関係機関等との連携強化

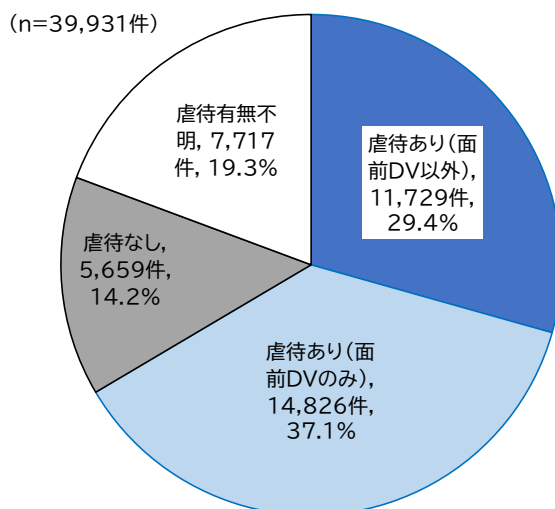
◎ 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、DV被害者等の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

DV被害者等は多くの場合、複合的な問題を抱えています。中でも、児童虐待も起きている割合は66.5%（令和3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ）にものぼります。また、経済的な制約を受けているDV被害者等も多いことから、安全な住居の確保や就労に関する支援等を必要とすることもあります。こうしたことから、庁内の各課はもとより、様々な関係機関と連携して支援にあたる必要不可欠となります。

さらに、令和6（2024）年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。配偶者やパートナー等からの暴力だけではなく、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など多様かつ複合的な問題に悩まされている女性への支援においても、様々な関係機関と連携することがこれまで以上に必要とされています。

図表 DV被害における児童虐待の併発状況



※配偶者暴力相談支援センターへの相談内容をもとに、都道府県から報告された件数を整理。

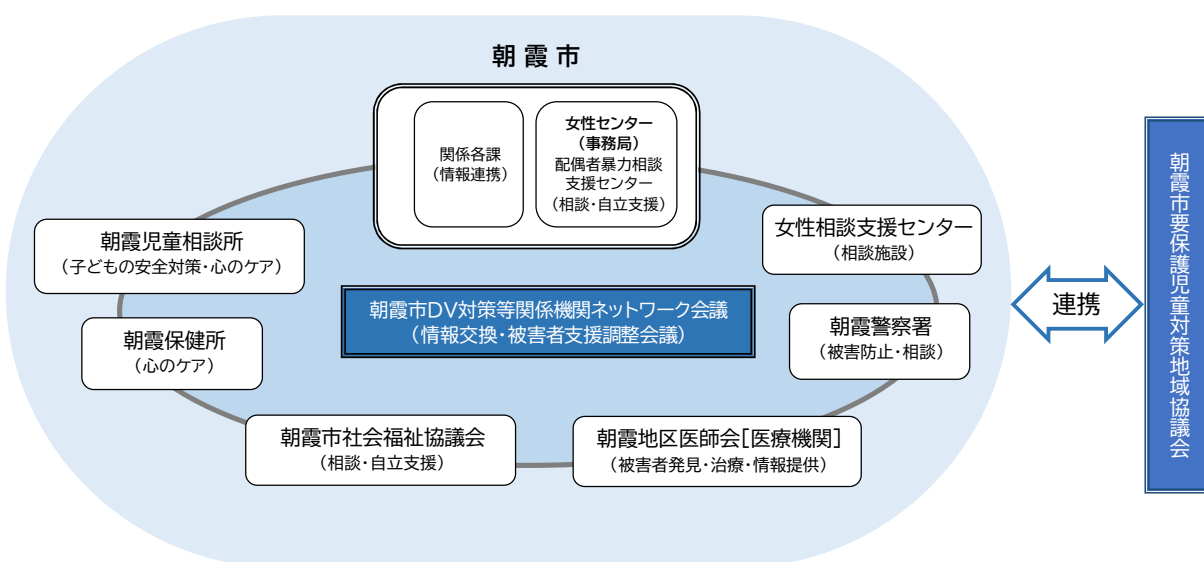
資料：令和3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ

◎ 主な施策

○ DV 対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る

DV被害者等及び困難な問題を抱える女性に対する相談・助言・保護・自立支援に関する情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、支援内容の充実を図ります。

図表 DV対策等関係機関ネットワーク



※朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議の構成機関は朝霞市要保護児童対策地域協議会与重複する関係機関あり

指 標		数値目標		評価資料
DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数		当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
		1 回	適切な運営	
目標値の根拠	支援対象者への迅速かつ適切な支援を実施するために、関係機関が緊密な連携協力を行うことを目標に設定			

3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

「困難女性支援基本計画」

●3-1 若年者が安心して暮らせるための支援

◎ 現状と課題

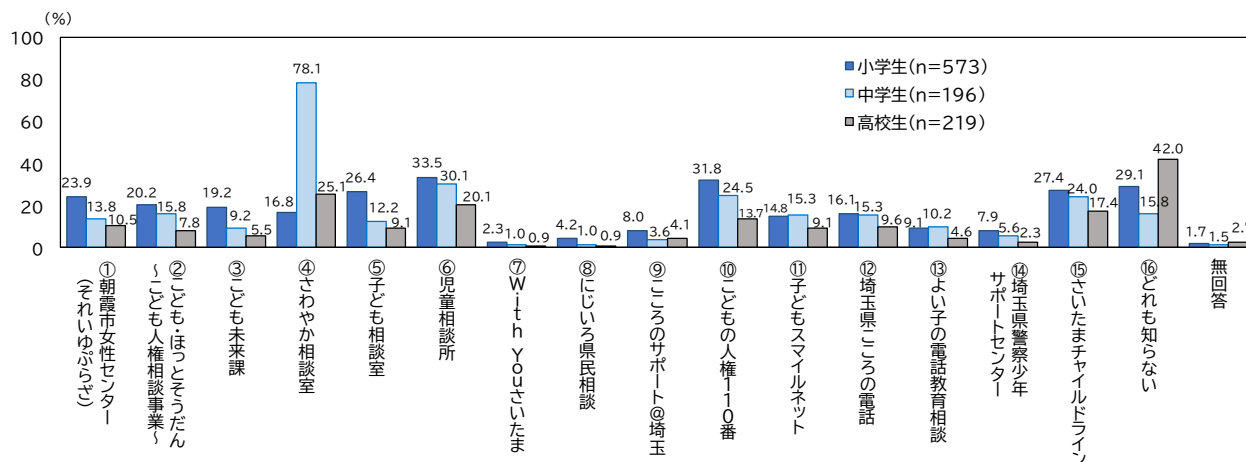
小学生・中学生・高校生意識調査によると、男性よりも女性の方が周囲からの性別による固定的な役割を押し付けられる割合が高い傾向がうかがえます。それによって将来の進路選択が狭まったり、家庭内のきょうだい格差、自己肯定感の低下等を引き起こし、若年女性の孤立化や経済的自立の阻害等につながる恐れがあります。

様々な要因から困難な状況を抱えている若年女性を支援するためには、民間団体を含む居場所づくり、育児・介護支援を含む福祉に関する支援、経済的支援、暴力や犯罪からの保護等、多面的な支援が必要となります。

必要な支援を着実に推進するためには、入口となる相談窓口の周知が必要不可欠です。小学生・中学生・高校生意識調査から、こども・若者向けの相談窓口の認知度をみると、「さわやか相談室」のように中学生の8割近くに知られている窓口もありますが、高校生は「どれも知らない」という生徒が4割以上にのぼっています。

こどもの頃の悩みや問題を解決できないまま、成長後さらに深刻な問題を抱えてしまう人は少なくありません。こどもや若い世代も含めたあらゆる世代への相談窓口の周知に工夫をほどこすと同時に、困難な問題を抱えていても助けを求められない人を相談につなげる取組も重要といえます。

図表 相談窓口の認知度（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

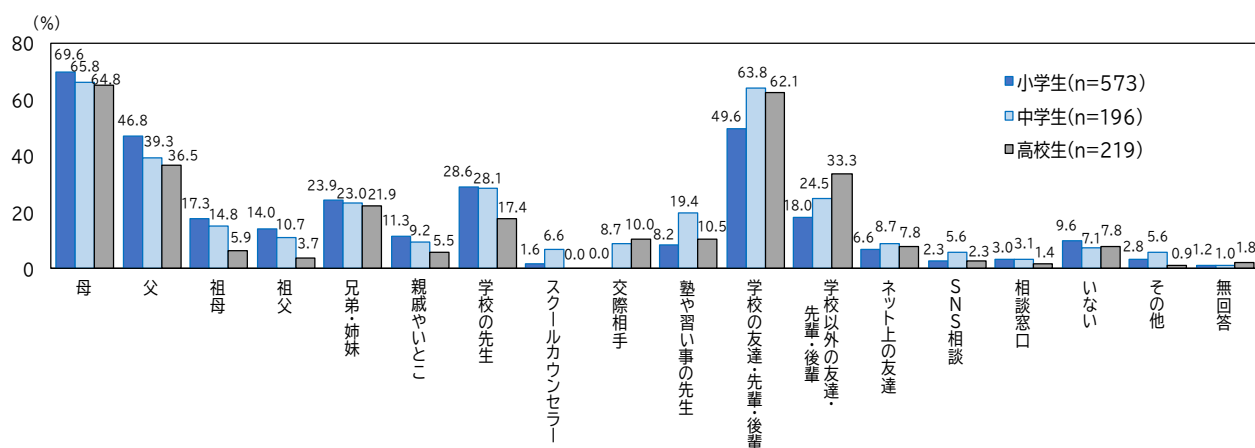
◎ 主な施策

○困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実を図る

困難な問題を抱える時は相談できる窓口があるという認識を定着させるために、若い世代に対して学校等を通じた相談窓口の周知を積極的に行います。

また、若い世代も含めたあらゆる世代に向けて、女性総合相談をはじめとする各種相談によって生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、安心できる生活基盤を確保できるよう支援します。

図表 小学生・中学生・高校生の悩みや心配事の相談先



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
悩みや心配事がある時の相談先で 「いない」と回答する割合	当初値(R7)	目標値(R17)	小学生・中学生・ 高校生意識調査
	小学生 9.6%	0%	
	中学生 7.1%		
	高校生 7.8%		
目標値の根拠	悩みを抱えた人が孤立することなく、相談につながりやすい環境の整備に 努めることを目標に設定		

●3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

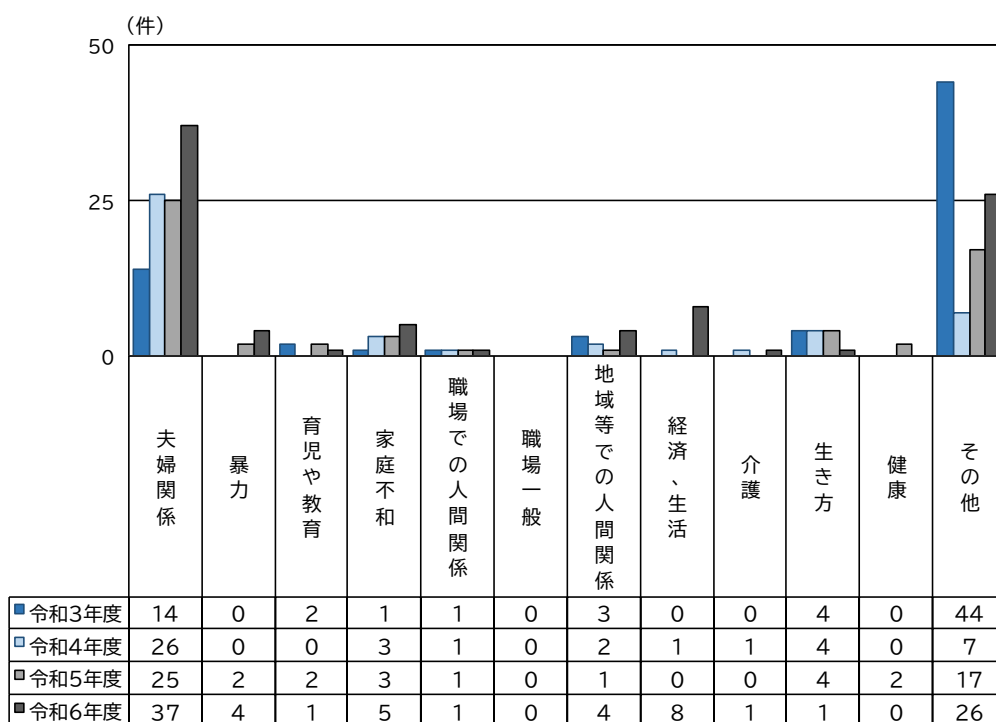
◎ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な面において男性との間に格差があったり、社会全般に性別による固定的な役割分業意識が残っていたりすることなどから、貧困や地域社会からの孤立、安全な生活環境からの阻害など、様々な生活上の困難に直面している人がいます。中には複合的な問題に悩まされている人もいます。本市においてもDV相談に寄せられる内容はDVに関する相談のみならず、多岐にわたります。

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症流行をきっかけに、これまで見過ごされてきた困難な状況に苦しむ女性の存在が顕在化しました。その後、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、経済的困窮や家庭内暴力、性暴力、精神疾患等複合的な問題を抱える女性を支援するための国や地方公共団体の責務が示されました。

市としては、困難な問題を抱える女性に寄り添える相談窓口を広く周知し、時には支援を必要とする女性に積極的にアプローチする必要があります。また、複合的な問題に対応し、多様なニーズに応えられるように、埼玉県や関係機関、民間団体等と緊密に連携することが求められます。

図表 女性総合相談の相談内容別件数



資料：朝霞市男女平等推進年次報告書（令和7年度版）

◎ 主な施策

○アウトリーチなどにより早期に把握する

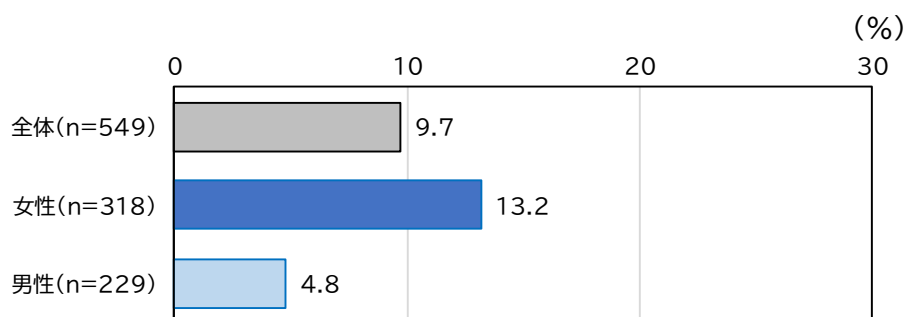
地域において困難な問題を抱える女性をいち早く見つけるために、民生委員・児童委員など地域の様々な人材を活用し積極的な働きかけを推進します。

また、そのほかにもスクールカウンセラーや保健師等多くの市民に接する機会のある職種の人に対して、困難な問題を抱える女性が相談につながるよう促します。

○女性相談支援員の資質を向上する

困難な問題を抱える女性に寄り添い、適切な支援につなげられる専門的な知識、経験を有する女性相談支援員を配置します。また、必要に応じて女性相談支援員の知識や技能の向上のため、研修の受講や関係機関等との協力関係構築への支援を行います。

図表 女性総合相談を知っている市民の割合



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
目標値の根拠	女性が気軽に相談できる場所の存在を周知し、当初値の2倍以上を目標に設定		

4 女性のエンパワーメントの推進

「女性活躍推進計画」

●4-1 女性の就業生活における活躍の推進

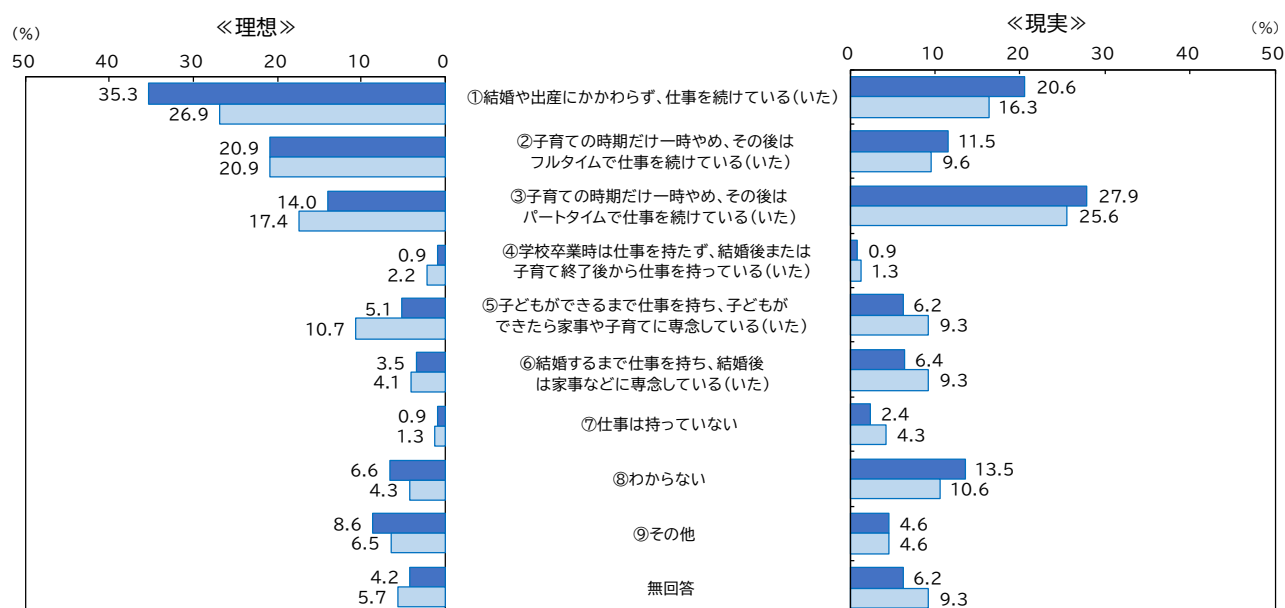
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度実施の市民意識調査結果と比較すると、女性の働き方（現実）については、結婚や出産を契機に家事や子育てに専念している割合は減少し、その後も様々な形で仕事を続けている割合が増加しています。

また、法制度の面では、育児・介護休業法の改正によって男性の育児休業取得が促進されたり、女性活躍推進法の改正によって101人以上の企業では男女の賃金の差異や女性の管理職比率の公表が義務付けられたりするなど、女性の就業生活を取り巻く状況は年々変化しつつあります。

しかし、結婚、出産・育児などのライフイベントを理由とした女性の労働力率の低下は緩和されてきたものの、仕事と家庭生活の両立についての課題は依然として残っています。市民意識調査で、働きたいと希望している女性に仕事に就く上で困っていることを質問したところ、求人募集における年齢や資格等の制限、勤務時間や給料、雇用時間等の条件が壁になっているという回答が多く寄せられました。女性が働きやすい環境の整備のためには、企業側の配慮が重要な役割を持っていることがうかがえます。

図表 女性の働き方（理想と現実／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

■令和6年度調査(n=549) ■令和元年度調査(n=540)

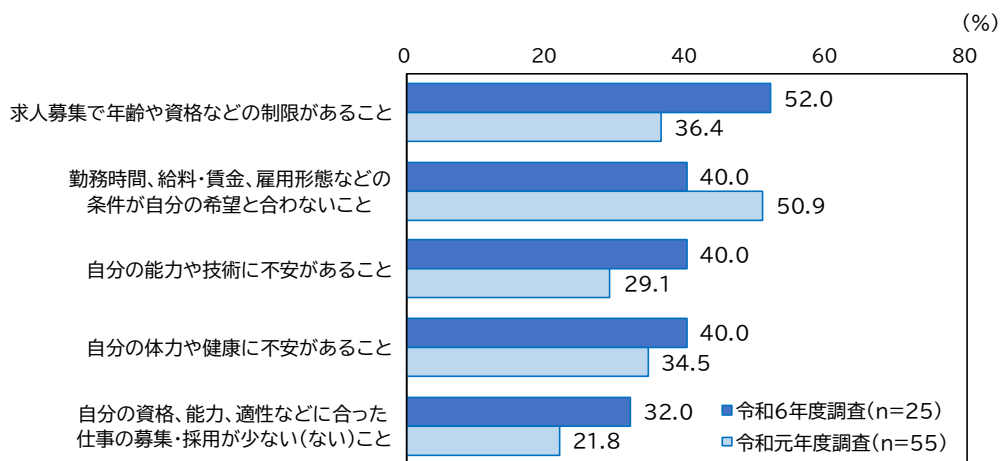
◎ 主な施策

○様々な就業形態における女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表 仕事に就く上で困っていること【上位5位】（女性／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	40.0%	10%	
目標値の根拠	働きたい・働きたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できることを目標に設定		

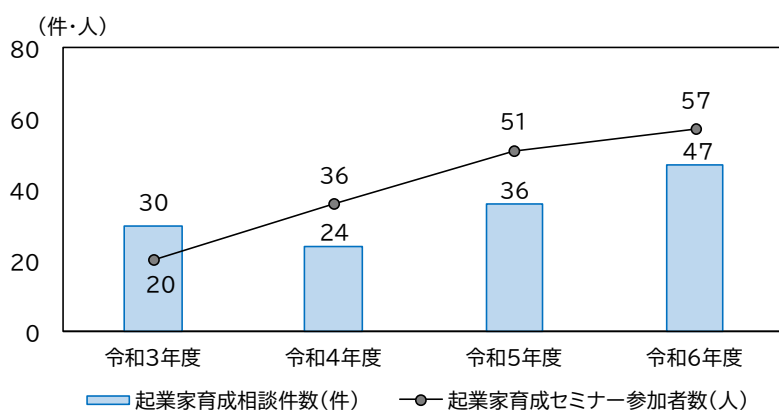
●4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援

◎ 現状と課題

女性は結婚や出産などライフステージの変化をきっかけに離職することが多いため、その働き方は多様です。再就職や起業、キャリアアップなど女性の新たなチャレンジを後押しするためには、能力開発の機会が十分に用意されていることや女性が活躍しやすい環境を整備することが重要な要素となります。本市では起業を目指す人向けに起業家育成相談や起業家育成セミナーを実施しており、どちらも年々利用者が増加しています。今後とも多くの人のニーズに応えるために、内容の充実と関係機関も含めた幅広い情報の提供が必要となります。

また、働く人や起業家同士のネットワーク構築を支援することや、NPOと協働して事業を推進することは、個人や団体のエンパワーメントにもつながります。セミナーや講座、研修等の学びの機会を広く提供すると同時に、活動機会を充実する取組が必要とされます。

図表 起業家育成相談件数と起業家育成セミナー参加者数（経年比較）



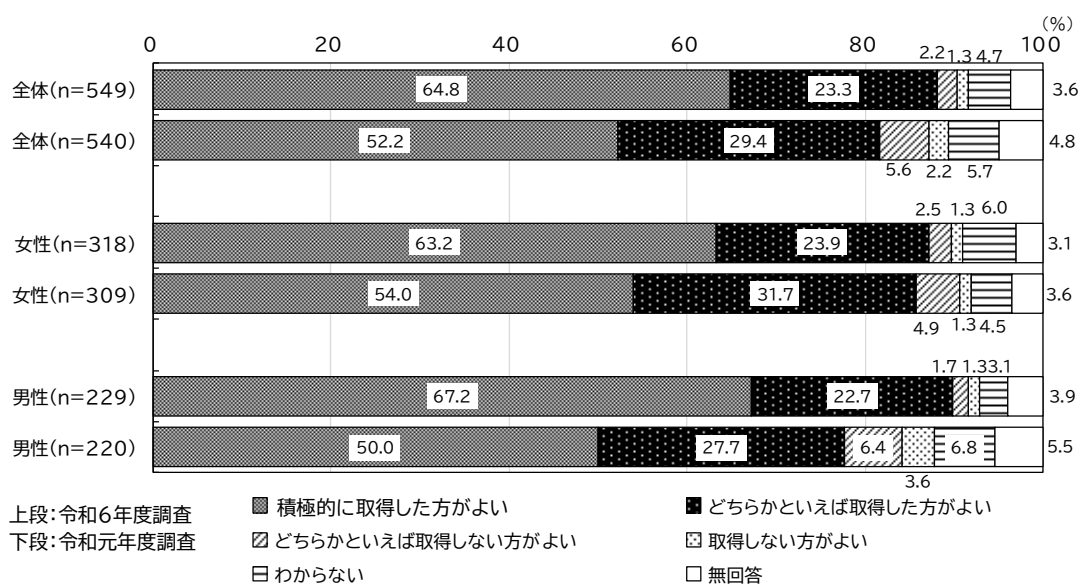
資料：朝霞市男女平等推進年次報告書

◎ 主な施策

○自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る

男女平等社会の実現を目指すための関連図書等の情報を充実し、市民に向けて積極的な情報提供を推進します。また、能力開発を支援するための各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表 男性の育児休業の取得について（経年比較）



指 標		数値目標		評価資料
育児休業制度を活用している男性従業員の割合		当初値(R7)	目標値(R17)	事業所アンケート
		20.9%	50%	
目標値の根拠	女性が職業生活において、より活躍しやすい環境を整備するため、男性の育児休業の取得向上を目標に設定			

●4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

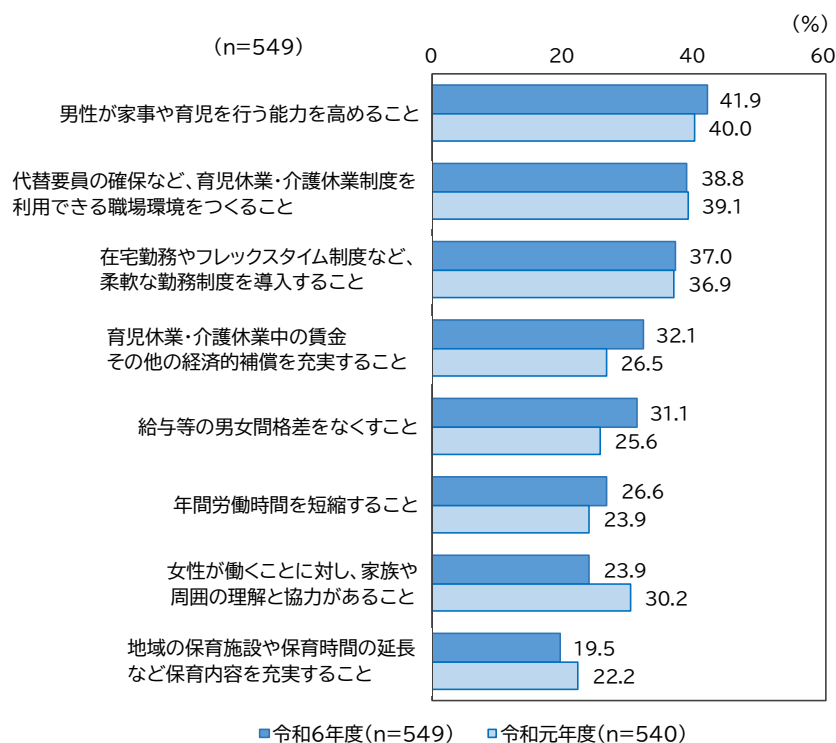
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度の市民意識調査と比較すると、家庭生活で優先していることについての女性の回答は「仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視」の割合が増加しており、ワーク・ライフ・バランスを実現している人が徐々に増えていることがうかがえます。

一方で、望むようなワーク・ライフ・バランスを実現できない人が依然として多い背景には、長時間労働の慣例化、仕事や家事・育児等における性別による固定的な役割分業意識、育児・介護等を支える社会的な制度の不足、通勤時間の長さ等、社会全体に根強く残る様々な課題があげられます。

男女の労働者がワーク・ライフ・バランスをより実感できるように、市内事業所への働き方の見直しの呼びかけや男性が家事や育児・介護等にもっと関わられるような支援、育児や介護を社会的に支えられるような取組の整備等が必要です。

図表 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件
（上位8位／経年比較）



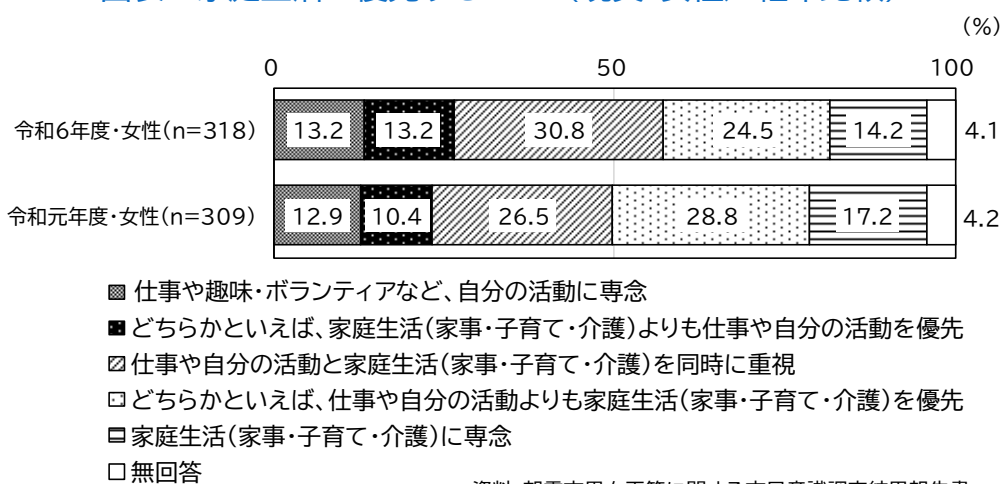
資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備する

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各事業所に対して働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

図表 家庭生活で優先すること（現実 女性／経年比較）



指 標	数値目標		評価資料
仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	30.8%	50%	
目標値の根拠	個人がワーク・ライフ・バランスを実現することで、仕事と家庭の両方において、豊かに過ごすことができることを目標に設定		

5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

●5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

◎ 現状と課題

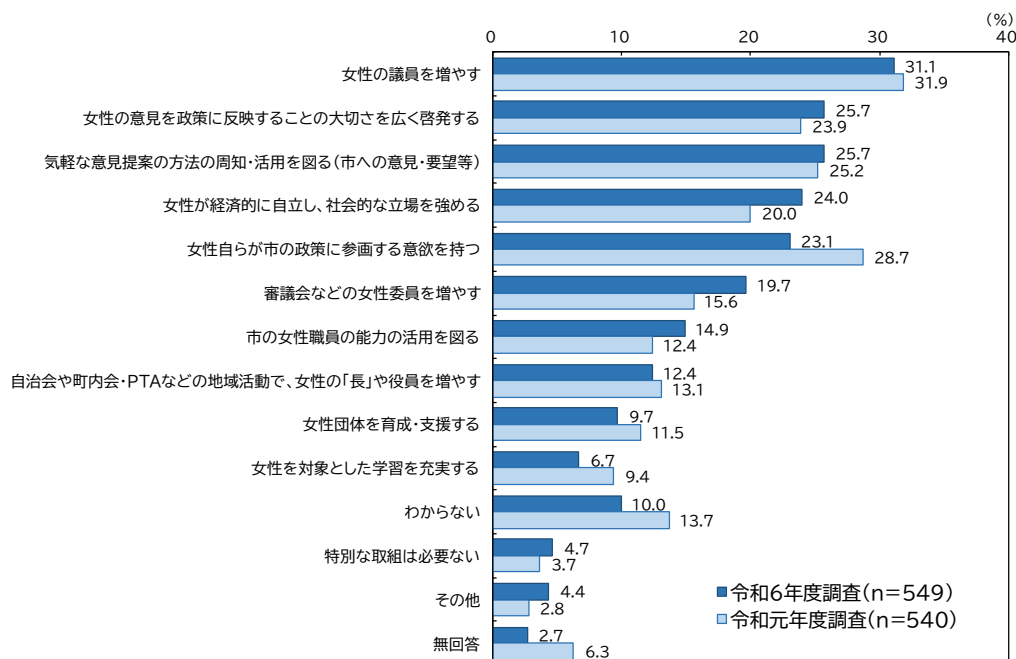
女性が政策や方針の立案や決定過程に参画することは、社会的、政治的、経済的に多くの意義があります。女性が意思決定に関わることによって、男性中心の体制下では見過ごされがちであった課題に光が当たることになり、政策や制度に包含されていた男女の不平等の是正につながることを期待されます。

政治の面においては、令和3（2021）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活と議員活動の両立を支援する体制整備やハラスメント防止のための対策強化が義務付けられました。国、県の義務はもちろんのこと、市町村にも努力義務が位置付けられています。市民意識調査においても、市の政策に女性の意見を反映させるために必要なこととして「女性の議員を増やす」に最も多くの回答が集まるなど、市民の関心も高まっています。

庁内における男女平等の推進については、職員意識調査の結果からは男女が平等であると感じている職員が約半数いますが、業務によっては片方の性別にやや偏る傾向が見られます。また、管理職における男女の偏りも依然として残っています。

事業所についても、事業所アンケート結果から管理職や役員に女性が少ない実態がみられることから、経営上の意思決定過程に女性の登用を促進する必要があります。

図表 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○市政における男女共同参画の取組を推進する

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の市政の政策決定過程により多くの女性が参画できるように、女性人材の登用を促進します。

○庁内における男女共同参画の取組を推進する

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」に基づき、女性職員の職域拡大、キャリア形成支援、登用拡大、ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備、性別に関わらず家庭生活との両立を実現できる体制づくりを推進します。

○職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差に関する周知啓発を行います。

また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

ポジティブアクション

ポジティブアクション（積極的改善措置）として、次の指標を設定しています。

指 標	数値目標		評価資料
市職員の女性管理監督職員の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等 推進年次報告書
	21.2%	25%	
各審議会等での女性委員登用率が 30% 以上の審議会等の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等 推進年次報告書
	53.2%	70%	
目標値の根拠	・朝霞市特定事業主行動計画に設定されている「管理監督者に占める女性 職員の割合に関する目標数値」を参考として設定 ・現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員の意見が反映されやす くなるよう、30%以上となることをめざして設定		

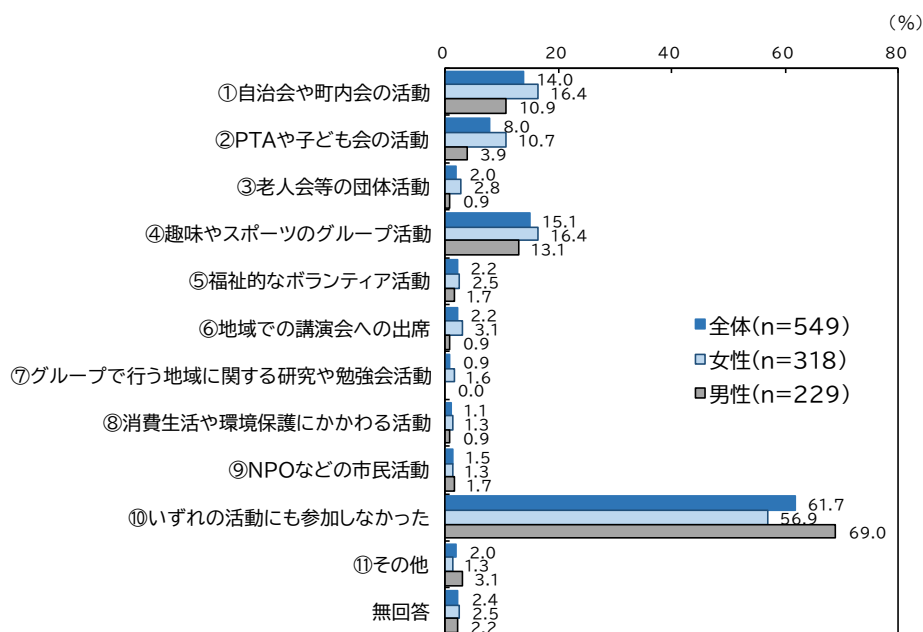
●5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

◎ 現状と課題

市民意識調査によると、地域活動についてはこの1年間いずれの活動に参加しなかったという人が61.7%を占めており、地域コミュニティのつながりの希薄化が浮き彫りになっています。また、男性は約7割が地域活動に不参加で女性との差が際立っています。しかし、埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」によると、本市の自治会長や町内会長に占める女性の割合は13.4%（令和6（2024）年7月1日現在）で、自治会長・町内会長の大半を男性が担っています。今後は少子化、高齢化がさらに進むことから地域コミュニティによる支え合いはより一層重要な意味を持つようになっていきます。地域活動や地域づくりのプロセスに男女が共に参画し、これまで以上に女性の意見を反映していけるように、誰もが参加できるような仕組みづくりと、性別にこだわらず共に責任を分かち合える意識啓発が必要といえます。

また、近年、市民の関心が高まっている防災活動においても地域コミュニティは重要な役割を持っています。内閣府が令和2（2020）年に公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」においては、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、男女のニーズの違いに配慮して、防災から復興までの各過程に女性の視点を取り入れることをうたっています。今後、防災活動のあらゆるプロセスに女性の参画を増やしていくことが重要な課題といえます。

図表 地域活動への参加状況



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○地域活動への参画を促進する

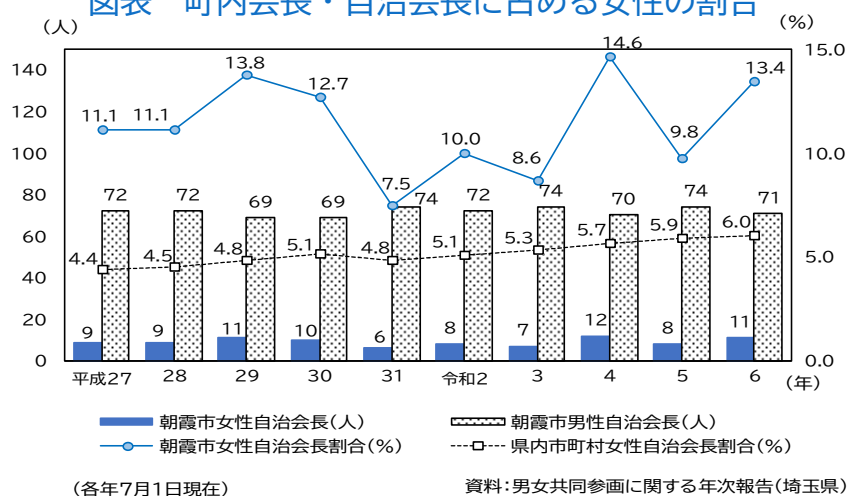
多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

○防災及び防犯における男女共同参画を推進する

「地域防災計画」に基づき、災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において男女共同参画で取り組む体制を整備するため、女性の防災リーダーの育成や様々な立場の人々に配慮する意識啓発を推進します。

さらに、地域防犯活動への女性の参画を促すため、積極的な情報提供や自治会等への呼びかけを行います。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



指 標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	41%	市民意識調査
目標値の根拠	男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりを目標に設定。 ※評価に用いる数値は100%から「いずれの活動にも参加しなかった」を差し引いた割合		

6 多様な生き方の尊重と理解促進

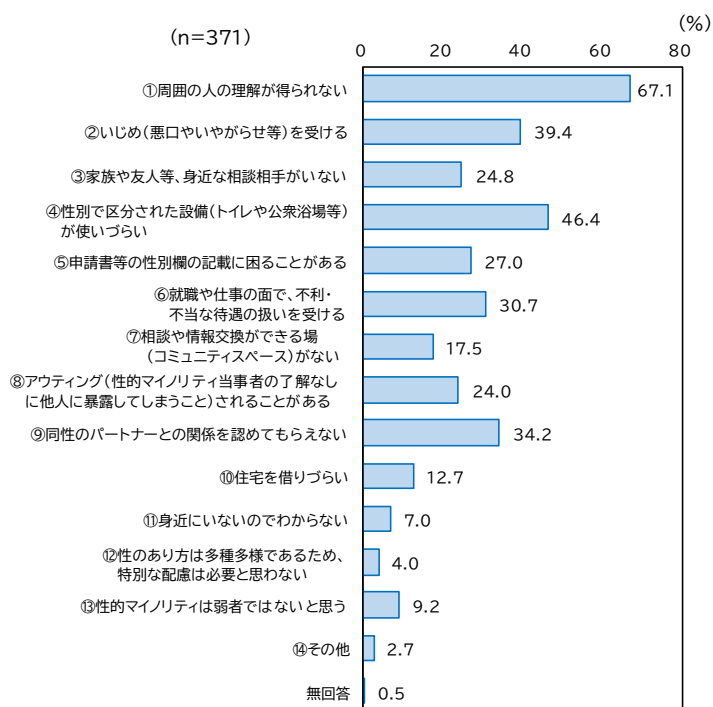
●6-1 SOGIE（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進

◎ 現状と課題

SOGIEとは、性的指向や性自認、性表現を表す言葉です。この言葉が持つ意義は、性的マイノリティ（LGBTQ等）を他人事として捉えるのではなく、すべての人がそれぞれの性的指向・性自認・性表現を持っていると認識し、自分事として理解することにあります。令和元（2019）年度実施の市民意識調査では、この言葉も意味も理解していないと回答した人は42.6%でしたが、令和6（2024）年度調査時には56.8%に増加するなど、関心が薄れている状況がうかがえます。性の多様性について理解を促進するためにも、SOGIEについて周知を図ることが必要です。

また、本市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられることを目的として、令和5（2023）年から「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。同制度については、市民意識調査でも「知らない」と回答する人が約7割以上いるなど、さらなる周知が必要といえます。ほかにも、性的マイノリティの人が不安や不便を感じることはないよう、市の施策のあり方や環境整備等について考えていく必要があります。

図表 性的マイノリティ（LGBTQ等）の人たちにとって生活しづらいと思われる理由



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う

啓発用リーフレットや広報あさか、市公式ホームページ等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座、パネル展等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

○学校教育において多様な性に関する理解を促進する

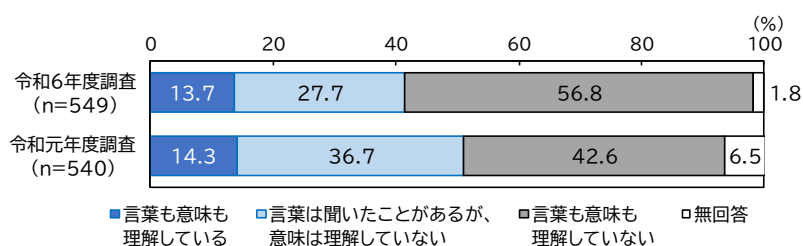
生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また、多様な性についての知識と一人ひとりの性的指向や性自認、性表現を尊重する意識を養う教育を推進します。

○市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討

性的マイノリティの人々の権利が尊重され、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるように、市の施策や行政事務等の内容について、改善に向けて方策を検討します。

また、朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知と普及を目指します。

図表 SOGIE（性的指向および性自認・性表現）という言葉の理解度（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標		数値目標		評価資料
SOGIE（ソジー）という言葉の正しく理解している市民の割合		当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
		13.7%	20%	
目標値の根拠	現状値を踏まえ、「SOGIE」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定			

第4章 計画の推進

- 1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働
- 2 総合的な推進体制
- 3 進行管理
- 4 指標・数値目標一覧表

1 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働

朝霞市男女平等推進条例には、男女平等社会実現のために、市、市民、事業者がなすべき責務が明記されています。本計画の推進においても、市、市民、事業者それぞれが次のような役割を担い、なおかつお互いに連携・協働しながら計画の推進にあたることとします。

(1) 市の役割

- 市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。
- 市民一人ひとりが性別等の違いにとらわれることなく、その意欲と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できるような意識啓発及び社会環境の整備に努めます。
- 市役所から率先してジェンダー平等意識の向上を促し、性別に関わらず誰もが平等な職場環境を目指します。また、女性の職員が力を十分に発揮できるための職場環境の充実とワーク・ライフ・バランスを積極的に推進します。
 - －「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
 - －「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」の推進
- 市民意識調査や事業所アンケート等の各種調査を定期的を実施し、男女平等推進に関する市民の意識や市内事業所の実態把握に努めます。
- 国、県及び他の市町村と十分な連携を図ります。また、男女平等に関する施策の効果的な推進や市民等のエンパワーメントのために、市民や事業者等と積極的に協働するものとします。

(2) 市民の役割

- 市民一人ひとりが性別による固定的な役割分業意識を見直し、お互いの人権を尊重し、家庭生活や職場、学校、地域活動等において共に参画し、責任を分かち合います。
- 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に積極的に協力し、本計画の円滑な推進に寄与するものとします。
- 一人ひとりの多様な生き方を理解し、尊重するように努めます。また、家庭生活や職場、学校、地域活動等の様々な場面におけるハラスメント行為の根絶に努めます。

(3) 事業者の役割

- 事業者は、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めます。
- 労働者が、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めます。
- 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めます。

2 総合的な推進体制

めざす姿「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や各関連機関との連携のもとに本計画を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

本市は、次のような体制のもと、本計画の着実な推進を図ります。

（１）それいゆぱらざ（女性センター）

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として位置づけ、その機能やあり方については市民のニーズや社会情勢などをふまえ、適宜検討を行います。

男女平等に関する情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

なお、総務部人権庶務課は男女平等に関する施策を推進するとともに、それいゆぱらざ（女性センター）の運営及び下記の各種会議の事務局としての機能を担当します。

（２）朝霞市男女平等推進庁内連絡会議

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、庁内関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

（３）男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

（４）朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議

DV等の防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策及び困難な問題を抱える女性への支援について、関係する機関が連携し、総合的に推進します。

（５）男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

3 進行管理

（１）進捗状況の把握と事業評価【毎年度】

- 各担当課において事業の進捗状況を把握し、内部評価を行います。
- 朝霞市男女平等推進条例（以下、条例という）第 11 条に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上で、市の事業を評価します。

（２）年次報告書の作成と公表【毎年度】

- 条例第 14 条に基づき、市は男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、公表します。

（３）調査研究と計画の見直し【５年毎もしくは必要に応じて】

- 条例第 12 条に基づき、市民意識調査や事業所アンケートをはじめとする各種調査を実施して、男女平等施策推進のための現況と課題を把握します。
- 基本計画における指標の数値目標の達成状況を把握します。
- 施策の推進状況や数値目標の達成度、男女平等社会実現に向けての現況と課題を踏まえて、施策の内容を見直し、指標(数値目標)をあらためて設定し、次期計画を策定します。

4 指標・数値目標一覧表

基本施策	施策の方向	指標	数値目標		評価資料
			当初値 (R7)	目標値 (R17)	
1 ジェンダー 平等の推進	1-1 男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	市民意識調査
	1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%	市民意識調査
2 パートナー や身近な人 からの暴力 の根絶	2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発	DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	31.7%	50%	市民意識調査
	2-2 DV被害者等の相談体制の充実	市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	29.3%	70%	市民意識調査
	2-3 関係機関等との連携強化	DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	1回	適切な運営	朝霞市男女平等推進年次報告書
3 様々な困難 を抱える女 性に対する 支援の充実	3-1 若年者が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時の相談先で「いない」と回答する割合	小学生9.6% 中学生7.1% 高校生7.8%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査
	3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査
4 女性のエン パワーメン トの推進	4-1 女性の就業生活における活躍の推進	勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	市民意識調査
	4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合	20.9%	50%	事業所アンケート
	4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合	30.8%	50%	市民意識調査
5 経済分野や 政策・方針 決定過程に おける男女 共同参画の 推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進	市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	53.2%	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書
	5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	地域社会活動に参加している市民の割合	38.3%	41%	市民意識調査
6 多様な生き 方の尊重と 理解促進	6-1 SOGIE（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進	SOGIE（ソジー）という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	市民意識調査